

平成28年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成28年9月14日（水曜日）

◎出席委員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 行政報告（町長）＜ P 3 ～ P 7 ＞
- 日程第 2 一般質問＜ P 7 ～ P 5 6 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 9月9日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、9月14日は、最初に町長からの行政報告を受けた後、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問について、防災関連の質問項目で重複している部分が多く見受けられております。

本来、足寄町議会総合条例第89条第11項では「議員は、重複した質問を避けるようにし」となっていることから、議会運営委員会でも議論をいたしました。

その結果、今回は甚大な災害が連続して発生したことにより同様な質問が多く出されたという状況を考慮し、質問者間での調整を行わず、一般質問を行うことといたしましたので、質問者は前の議員の質問、答弁を考慮しながら一般質問をしていただきますようお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げたいというふうに思います。

なお、本来であれば、この行政報告、定例会開会日にすべきことでございますけれども、先ほど議運の委員長からもお話のあったとおり、立て続けに複数の台風に見舞われたということととりまとめに時間を要したということもありますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

8月17日から31日にかけての台風7号、11号、9号、10号及び前線による大雨災害の被害状況について御報告を申し上げます。

台風7号は、8月17日東北地方の太平洋沿岸を北に進み、平成19年以来9年ぶりに北海道に上陸し、午後7時ごろに帯広市付近を通過した後、午後9時に温帯低気圧に変わりました。

この台風の影響により、足寄町でも17日未明から雨が降り始め、昼ごろから雨が強まって気象庁が設置した足寄観測所では最大1時間降水量が20.5ミリ、17日の合計雨量は119.5ミリとなり、柏倉観測所では最大1時間降水量が31.5ミリ、17日の合計雨量は122.5ミリとなり、また、上螺湾観測所では最大1時間降水量が25.5ミリ、17日の合計雨量は109ミリとなっております。

町の対応状況であります。北海道縦断の気象予報が出されていましてことから、17日午前9時に課長会議を開催をし、今後の対応について確認をしました。

その後、雨足が強くなり、17日午前10時32分に十勝北部に大雨・洪水警報が発令、午後1時40分に土砂災害警戒情報が発令され、台風本体の上陸を迎えることから、午後4時に災害対策本部を設置し、午後4時30分に土砂災害警戒に伴う自主避難の呼び

かけを行い、午後5時に旭町母と子の家、足寄小学校、大誉地小学校、南区コミュニティーセンターの4カ所に避難所を開設をしました。

また、堤内排水処理のため、午後6時に旭町及び市街地の樋門設置箇所でのポンプによる排水作業や土のう積みを実施しております。

その後、足寄川、利別川の河川水位が上昇したため、午後10時15分に旭町1、2、4、5丁目に避難勧告を発令、その後も水位上昇がとまらなかったことから、午後11時50分に旭町1、2、4、5丁目の197世帯408人に避難指示を発令しました。

このとき、旭町地区では足寄川の越水が始まったことから、足寄消防署員及び足寄第1消防分団員による避難誘導を実施していただきました。

また、同時刻に螺湾川の水位も上昇していたことから、螺湾本町11人が螺湾消防分団詰所に自主避難をいたしました。

さらに、利別川の水位が上昇したことから8月18日午前0時40分に中島1区、中島2区、南6条緑町、栄町1丁目、栄町2丁目の5自治会、583世帯1,218人に避難指示を発令し、足寄小学校では避難者の十分な受け入れが困難であると判断し、総合体育館を避難所として追加開設をいたしました。

各避難所への避難者数ですが、最大時で旭町母と子の家で120名、足寄小学校で235名、総合体育館で33名、大誉地小学校で8名、南区コミュニティーセンター19名となっております。

なお、18日午前3時58分に大雨警報は解除され、利別川の河川水位の低下を受け、午前6時に旭町地区を除く地域に出された避難勧告及び避難指示を解除し、午後4時50分には旭町地区の避難指示を解除いたしました。

台風11号は、8月20日夜から三陸沖を北上し、21日午後11時過ぎに釧路市付近に上陸し、22日午前3時にオホーツク海で

温帯低気圧に変わりました。

また、立て続けに台風9号も8月22日午後0時30分ごろ千葉県に上陸し本州を縦断した後、23日午前6時に日高付近に再上陸、十勝地方上空を通過し23日12時にオホーツク海で温帯低気圧に変わりました。

台風11号の接近により、8月19日から北海道付近に停滞した前線が活発化し、台風7号の爪痕が残ったままの足寄町でも20日未明より雨が降り始め、足寄町柏倉の観測所でも日最大1時間降水量が22.5ミリ、日最大10分間降水量が9ミリを記録する強い雨が降り、翌21日には台風の上陸に伴い上螺湾で日最大1時間降水量が24.5ミリ、日最大10分間降水量が8.5ミリと強い雨が降りました。

また、台風9号の接近により、22日は夕方より雨が降り始め、23日明け方まで断続的に強い雨が降り、22日の降り始めから23日降り終わりまでの降水量は、柏倉観測所で54.5ミリ、足寄観測所で43.5ミリとなっています。

町の対応状況であります。台風11号の上陸予想が出ていたことから、20日午前11時に災害対策本部を設置し、河川の増水により町道が通行不可能となることが予想されたため、午後10時30分に芽登温泉に対し自主避難を呼びかけ、芽登生活改善センターに避難所を開設をいたしました。

また、大誉地本町における利別川の河川水位が上昇したことから、午後8時30分に大誉地小学校に避難所を開設し、対象者へ自主避難を促しました。

21日未明、一時的に降雨はやみましたが、それまでに降った雨による利別川の増水はとまらず、21日午前4時45分に中島1区、中島2区、南6条緑町、栄町1丁目、栄町2丁目の5自治会、583世帯1,218人に避難勧告を発令し、足寄小学校、総合体育館及び老人憩いの家に避難所を開設しました。

その後、午前10時15分に大雨警報の土

砂災害に伴う避難準備情報を全町に発令、上利別基幹集落センター、らわん蒨の里に避難所を開設をいたしました。

その後も河川の増水はとまらず、午後1時35分に旭町2丁目の一部5世帯9人に、午後2時1分に旭町1、4、5丁目106世帯221人に、午後2時10分に大誉地本町の一部12世帯18人に避難勧告を発令し、さらに足寄川の増水が見られたことから、午後2時25分に旭町1、2、4、5丁目の195世帯406人に、続いて午後2時50分に中島1区、中島2区、南6条緑町、栄町1丁目、栄町2丁目の5自治会、583世帯1,218人に避難指示を発令をいたしました。

各避難所への避難者数ですが、最大時で旭町母と子の家で55名、足寄小学校で223名、総合体育館で230名、芽登生活改善センターで26名、大誉地小学校で27名、らわん蒨の里15名、老人憩いの家16名となっております。

この間、台風7号から継続したポンプによる排水作業、町道への倒木の除去作業、破損した町道の修繕、家屋への浸水を防ぐための土のう積み、旭町地区の被災ごみの回収等を実施しております。

また、避難者等への食事提供を行うべく、給食センターにて21日朝から23日朝まで炊き出しを実施をしております。

河川水位、降雨状況及び気象予報に基づき、8月23日午前9時30分足寄町内に出された避難勧告、避難指示等を全て解除をいたしました。

十勝管内で未曾有の被害をもたらした台風10号は、30日午後6時ごろ岩手県大船渡市に上陸した後、北北西に進み函館市南西の日本海に抜けて31日午前0時に温帯低気圧に変わりました。

北海道に上陸はしませんでした、この台風の影響による温かく湿った空気の流入により8月29日夜から断続的に雨が降り始め、29日午後9時から31日午前9時までの降雨量がオンネトーでは203ミリ、美里別川

上流では108ミリとなりました。

町の対応状況であります、台風10号接近に伴う土砂災害が発生するおそれがあることから、8月30日午後5時5分、全町に防災無線にて注意喚起を実施し、河川水位の上昇等の監視を行いました。

その後、螺湾川、足寄川の河川の水位が上昇してきたことから、31日午前2時35分に災害対策本部を設置し、午前3時15分螺湾本町の一部、9世帯20人に避難勧告を発令し、河川水位の上昇が早いことから同地区に午前3時30分に避難指示を発令し、らわん蒨の里に避難所の開設をいたしました。

また、電源開発上士幌電力所より、31日午前5時40分現在、糠南ダムからの1秒当たりの越流量が114立方メートルであるとの情報により、午前5時45分に芽登温泉に対し避難指示を発令し、芽登生活改善センターに避難所を開設をいたしました。

さらに、足寄川の増水と旭町2丁目の堤内配水量が増加してきたことから、午前5時45分に旭町2丁目の一部、2世帯3人に避難勧告を発令し、旭町母と子の家に避難所を開設、同地区に対し午前6時40分に避難指示を発令をいたしました。

各避難所への避難者数ですが、らわん蒨の里に20名、芽登生活改善センターに22名、旭町母と子の家に3名となっております。

なお、31日午前11時12分に大雨警報は解除され、河川水位の低下を受け、午後1時30分に旭町2丁目の一部及び螺湾本町の一部、午後4時10分に芽登の一部に発令した避難指示を解除をいたしました。

また、台風13号から変わった温帯低気圧の影響により、足寄町でも9月8日夜から9日夜まで雨が降り続き、8日午後8時50分から9日午後7時までにおける降水量はオンネトーで102ミリ、上螺湾で96ミリ、稲牛で102ミリ、大誉地で81ミリとなりました。

この雨の影響で河川水位が上昇してきたこ

とから、9月9日午後3時45分災害対策本部を設置、午後3時50分に大誉地本町の一部、中島1区、中島2区、南6条緑町、栄町1丁目、栄町2丁目の5自治会、旭町1、2、4、5丁目の903世帯1,885人に避難準備情報を発令し、大誉地集落センター、総合体育館、旭町母と子の家、老人憩いの家に避難所を開設をいたしました。

また、螺湾川の河川水位の上昇に伴い、9日午後7時50分に螺湾本町の一部9世帯20人に対し避難勧告を発令し、らわん露の里に避難所を開設をいたしました。

さらに、利別川、足寄川の河川水位の上昇がとまらなかったことから、午後8時に中島1区、中島2区、南6条緑町、栄町1丁目、栄町2丁目の5自治会と、旭町1、2、4、5丁目の901世帯1,883人に避難勧告を発令をいたしました。

各避難所への避難者数ですが、総合体育館が72名、旭町母と子の家が50名、らわん露の里が13名、老人憩いの家が11名となっております。

なお、河川水位の低下を受け、10日午前0時に大誉地本町の一部に出した避難準備情報を解除し、午前7時30分に足寄町内に出した全ての避難勧告を解除いたしました。

今回の台風等に伴う大雨等による被害状況ではありますが、住家被害といたしまして台風7号により旭町1丁目、2丁目、4丁目の住宅35戸が床上浸水、14戸が床下浸水し、台風11号、9号による再被災は床上浸水が6戸、床下浸水が9戸となっております。

なお、その中には旭町1丁目の教職員住宅も含まれております。

非住家被害といたしましては、町民センター車庫破壊、地上デジタル放送配線用電柱転倒等4件となっております。

被害額といたしましては、概算で町民センター車庫が60万円、電柱が50万円、消防ポンプ車可搬ポンプが260万円、可搬式ポンプが89万円となっております。

農業被害といたしましては、農地の被害面

積でございますが、河川の氾濫等に伴う農地決壊14.5ヘクタール、土砂堆積72.6ヘクタール、合わせた被害面積は87.1ヘクタールで、被害額おおよそでありますけれども2億6,200万円となっております。

また、農作物では小豆等の豆類、ビート、スイートコーン、蔬菜、牧草、デントコーンなどの冠水、倒伏等による被害面積136ヘクタールで現段階での概算被害額2億5,000万円となり、概算農業被害額総計で5億1,200万円となっております。

なお、農業被害につきましては、道路の決壊等により調査未了の箇所もあることから、今後さらに被害面積、被害額に変更が出てくるものと思慮しております。

農業用施設につきましては、農道・耕作道の決壊・路面流失等23カ所、耕作橋損傷4カ所、排水路の決壊・土砂埋塞17カ所、シカ柵決壊・崩壊等170カ所で被害額5,100万円となっております。

次に、林業被害でございますが、今回の被災状況の特徴としまして、林道・作業道周辺には風倒木が発生したものの、森林内での風倒木は少ない状況で、大雨に伴う急傾斜地の部分的崩壊に伴う被害が多く、螺湾団地のイタヤカエデの新植箇所0.6ヘクタール、被害額約70万円となっております。

なお、民有林につきましては、現在、足寄町森林組合が調査実施しており、被災状況を含め全容の把握には時間がかかるのとこととありますが、関係機関と連携を図り、早急な被害状況の把握と被害金額の取りまとめを行いたいと考えております。

九州大学演習林では、演習林内の林道法面崩壊6カ所の被害が報告をされております。

また、林道につきましては、法面決壊、路面流失等7路線12カ所、被害額1,200万円、作業道につきましては長野基幹作業道及び小坂山基幹作業道が路面洗掘し、被害額約400万円となっております。

土木被害といたしましては、町道が路面砂利流失、法面決壊等70路線111カ所で被

害額7,497万7,000円、水道施設等で導水管等の損傷4路線、被害額1,436万5,000円、下水道施設等で旭町中継ポンプ2カ所、計装機器2台、被害額約1,200万円、普通河川堆積土砂撤去7カ所、被害額1,342万8,000円、里見が丘公園キャンプ場園路法面決壊、被害額100万円で、土木被害額は合計で1億1,577万4,000円となっております。

町道の通行どめにつきましては、8月24日の段階で最大29路線となっておりますが、順次復旧作業を行い、9月7日現在では13路線まで解消しており、全線開通に向け鋭意努力しております。

停電につきましては、17日午後6時50分に稲牛、螺湾、上螺湾、茂足寄方面、午後7時には郊南1丁目が停電となりました。

上螺湾の一部以外は18日午後9時25分に復旧し、翌19日午前2時26分までに全ての復旧を完了しております。

また、22日午前8時50分に稲牛地区で停電が発生しましたが、午前10時30分に復旧しております。

商工被害といたしましては、作業場、診療所等の浸水4件、通行どめによる休業4件で、概算被害額は2,210万円となっております。

文教施設被害といたしましては、足寄川の越水により旧足寄東小学校グラウンドの土砂堆積に伴う被害額約56万5,000円、足寄小学校教員住宅3棟4戸が床上浸水しましたが、うち2棟3戸につきましては住宅が老朽化していることから補修しないために、被害額といたしましては600万円となっております。

以上の被害で、農林業関係被害がおおよそ5億8,000万円、土木関係被害で1億1,600万円、その他被害で3,300万円で、総額7億2,900万円の被害となったということでございます。

なお、国道、道道についてですが、国道242号線が9日から10日にかけて一時通行

どめとなったほか、道道本別留辺薬線、オンネトー線、モアショロ原野螺湾足寄停車場線、上斗満大誉地線の4路線が通行どめになり、現在もモアショロ原野螺湾足寄停車場線、上斗満大誉地線の2路線につきましては開通していない状況でございます。

今回、北海道に三つの台風が上陸したことは、気象庁が昭和33年に統計を開始して以来初めてのことであり、それも1カ月以内に発生したため、本町、十勝管内はもとより北海道全体に多大な被害をもたらしましたが、この大雨等災害による被害につきましては、早期の復旧に向け最大限の努力をしまいたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、今回の災害発生時におきまして、多くの方々及び企業によりボランティアで復旧作業等に御支援いただきましたこと、さらには北海道開発局帯広開発建設部、十勝総合振興局帯広建設管理部に御尽力いただきましたことを御報告申し上げるとともに、この場をおかりしてお礼申し上げます次第でございます。

なお、今議会において、被害復旧に伴う補正予算を追加提案させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

最後になりましたが、災害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番高道洋子君。

（8番高道洋子君 登壇）

○8番（高道洋子君） 質問に入ります前に、このたびの災害にわたり、町職員を初め関係者の皆様の不眠不休の支援活動に対しま

して心から敬意を申し上げます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、議長のお許しもいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、1件目でございます。

防災対策について。

ことしの8月は、北海道に上陸した台風7号、11号や、北海道に接近し東北に上陸した台風10号により、本町を含む十勝全域は甚大な被害をこうむりました。

本町は、8月17日に道内に上陸した台風7号、8月20日の午後から21日にかけて停滞した台風11号の前線による大雨と、史上5番目ともいわれる過去最強クラスの台風10号の影響を受け、足寄川と利別川の合流地点手前の旭町では堤防から雨水があふれ、多数の住宅が床上・床下浸水の被害を受けました。

また、旭町の被害者を初め、本町の総人口の2割を超える住民が不安な夜を避難勧告で、また一部の人が避難所で過ごしました。

氾濫し、住民に多大な被害を与えた足寄川は雌阿寒岳を源として茂足寄川、台風11号の影響で堤防が被災した螺湾川、稲牛川などの支流と合流して本町市街地にて利別川と合流する延長65キロメートルの1級河川となっております。

このたびの一連の台風では家屋の被害にとどまらず、田畑や山林に多大な被害が出ていることと思っておりますが、以下について伺います。

私の把握する範囲では、足寄川による災害は昭和37年の洪水による被害を初めとし、幾多の被災を受けています。その被災のこれまでの経緯をお伺いいたします。

二つ目、台風による家屋の浸水は足寄川と利別川の両河川の合流点付近が氾濫して旭町の住宅が水につかりました。このたびのようなことが二度とあってはならないと思います。今後、どのような改修工事を考え道に要請していくのか、町長にお伺いいたします。

三つ目、旭町の床上・床下浸水被害の原因

に仙美里ダムに堰きとめられた水を下流に放流しなかったことが原因の一つといわれております。この事実を受けて、新聞によると、十勝総合振興局がダムの周辺や流域自治体の関係者による対応協議をするとのことですが、例年ですとこれからの時期が数多く発生いたします。迅速な対応を求めたいと思いますので、町長の今後の対応について伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問でございますけれども、これは足寄川に限らず足寄町全体の被害ということでお答えをしたいというふうに思います。

足寄町のこれまでの水害の被災状況につきましては、昭和37年8月には台風により床上浸水13棟、床下浸水96棟を初め、農地、農作物、農業施設、河川、道路、橋梁、林野等が被害を受けました。

昭和38年10月には、集中豪雨により家屋の流失1棟、床上浸水2棟、床下浸水40棟ほかの被害。

昭和39年6月には、低気圧により家屋の床上浸水6棟、床下浸水27棟ほかの被害。

また、同じく昭和39年8月の台風により、床下浸水15棟ほかの被害。

昭和50年には、集中豪雨により床上浸水5棟、床下浸水12棟ほかの被害。

昭和63年11月には、大雨により床上浸水3棟、床下浸水5棟ほかの被害。

平成元年6月には、大雨により床上浸水1棟、床下浸水4棟ほかの被害。

平成4年9月には、台風により床下浸水1棟ほかの被害。

平成10年8月には、大雨により床上浸水2棟、床下浸水3棟ほかの被害。

平成13年8月には、台風により床上浸水1棟、床下浸水1棟ほかの被害。

平成13年8月には、台風により床下浸水1棟ほかの被害。

平成15年8月には、台風により床上浸水5棟、床下浸水22棟ほかの被害。

平成17年9月には、台風により床上浸水1棟ほかの被害が発生しております。

2点目の今後の河川改修についての北海道への要請につきましては、市街住宅地での河川の堤防越水という、あってはならない状況を同区間の河川管理者である北海道においても重く捉えられ、改修工事個所の見直し、低い築堤のかさ上げ、中洲の除去、立木の伐採などの必要性を認識いただいておりますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、次問でお答えさせていただきますが、町と河川管理者との話し合いの場も持たれる予定ですので、その場で早期の河川改修をお願いしてまいりたいと考えております。

3点目の足寄町内の市街地の河川の増水と仙美里ダムとの関係については、一部報道機関の取材にお答えしてきておりますが、仙美里ダムの放流量が影響をきたしているのではと疑念を持っております。

貯水池の水位が上がれば、上流の河川の水位が上がるのが考えられることから、仙美里ダムを管理する電源開発の上士幌電力所に放流量をふやすように要請を行っておりますが、降雨時のダムの放流については法律により流入量と同量を放流することとされていることから、電源開発ではそのとおりの管理運用を行っているという回答でした。

しかしながら、上流部で堤防を越えるほどの水位となっていて、下流部に影響がなければ放流量をふやすことにより上流部の河川の氾濫を防ぐことができたのではないかと、また、そうすることが必要であったと考えるところでもあります。

このような考えのもと、今後のこともありますことから、9月5日に上士幌電力所を訪問し、仙美里ダムの運営状況について質問書を直接手渡ししております。

先日、この回答があり、電源開発としては「ダムの水位は一定に保っていた。浸水が発

生した旭町地区はダム地点から河道に沿って6キロメートル程度上流であり、ダムの水位を低下させても当該地区の河川水位は変化しなかったと考えている。」という回答でありました。

また、北海道開発局帯広建設部、北海道帯広建設管理部にもこの問題について御相談させていただきましたところ、開発局及び建設管理部から、町と国と北海道及び電源開発の4者による意見交換の場を設置するというお話をいただいております。

この意見交換の場では、今回の台風7号による足寄町内の浸水被害の要因や仙美里ダムの運用との関係、また、河川改修を含む今後の防災対策についても話し合うことを予定しております。

この意見交換の場は、現在、十勝管内においては関係機関が台風10号による被災への対応に追われているところではありますが、9月中には開催される予定となっております。

以上で、高道議員の防災対策についての一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 先ほど、行政報告の中にも出ておりましたけれども、報告されておりましたけれども、ちょっとダブるかもしれないのですがお伺いいたします。

このたびの台風7号による災害対策本部としての避難勧告及び避難指示について、まず、17日の最初の旭町地区に対する避難勧告の時間と方法をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

8月17日の旭町地区への避難勧告等の状況でございますが、17日午後10時15分、旭町地区に避難勧告の発令を防災無線と広報車で行いました。

その後、午後11時50分に、同じ旭町地区に避難指示を発令いたしました。

旭町地区への避難勧告、避難指示等の発令状況は以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 避難指示が11時50分ということで、方法についてが一つと、それから次に越水した時間についてお尋ねいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

まず、避難勧告の状況でございますが、越水の時間からお答えさせていただきます。

越水の時間は、足寄川で23時、午後11時に越水しております。利別川方向で11時50分に越水が開始しております。

呼びかけの方法でございますが、先ほど申しましたように、防災無線と広報車を使って呼びかけをいたしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） それでは、時系列的にいうと、旭町に限っていいますと、避難勧告が10時15分で、それから避難指示が11時50分で、越水したのが11時と今おっしゃいましたけれども、それで間違いないですね。越水が11時。

そこで質問なのですけれども、そこで思いますことは、まず、勧告から指示までの間がわずか1時間35分ということで、これは勧告から指示までが1時間半ですから、私も今回避難者として大変経験したのですけれども、1時間、1時間半というのはあっという間に来ってしまう時間で、そしてしかも私たち町民は避難勧告と指示の意味が余りよくどっちが重要なのかということが余り理解している人が結構高齢化等のために、その重要性がよくわからない人もいまして、大変この1時間半しかなかったということは非常に短かったのではないかと思うわけです。

旭町の住民の方々からも越水、避難してくださいというふうに消防の人が来て助け出されたわけですが、それと水が入ってき

たのが一緒だったという声もありますし。

だから、ほとんど受け取る人にとっては勧告と同時に避難した人もいますけれども、よく理解できなかった人や若者、いつでも自分は逃げられるという、そういう若者とか、そういう人にしてみると、本当に水が入ってきたので泡食って出たというか、そういう人もおりました。

ですから、大変今回財産を皆さん、人命は本当にけがもなく命も救われて大変よかったですけれども、自分のうちの水につかって、50センチ、1メートルとつかった人は本当に全ての財産を今回捨てました。道路に出したわけです。

それは、人によっては役場からは10枚の袋しか回ってはきませんでしたけれども、実際袋に入れた数は100単位で、100袋から190袋というぐらい、それだけ家にあったものを、財産を捨てなければいけなかった。被害を浴びたということです。

そういうことで、もっと時間があれば、3時間、4時間、5時間という、勧告から指示までの時間があれば、大事なものを2階に上げたり、電化製品の小さいものは2階に上げたりとかできたのだという声も聞くわけです。

もう少し早く勧告から指示に判断できなかったのかということ、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 総務課長です。

お答えいたします。

今顧みますと、この避難勧告、避難指示等については議員おっしゃるとおり、もっと早めの指示ができていればよかったなということは考えとしては持っております。

この部分は、内水の氾濫と、内水、堤防内の住宅地の排水ですけれども、その水位の上昇、ポンプの排水でその水位を下げますが、その部分と、上流から来ます足寄川の河川の10分ごとの水位の上昇、その辺の両方の部分と利別川の増水状況等を見き

わめまして判断していくわけでございますが、その部分のポンプのあふれ及び河川の増水が想像以上に短時間で上回ってしまったということで、こういった短時間での避難指示への切りかえということになったということでございます、早め早めの避難準備情報、避難勧告、避難指示が必要ということを感じて痛感いたしました。

それをもちまして、台風11号以降につきましては比較的早め早めに出せたのかなと考えておりますし、避難誘導につきましては、議員、消防に起こされたというお話がありました、それは多分次の台風11号のときのお話だったと思うのですが、台風11号のときには防災無線、広報車に加え、消防のほうにもお願いいたしまして消防車ですとか消防署員・団員による避難指示地域の見回り、そういったこともしていただきまして、安全な避難ができたと思っております。

ということで、議員がおっしゃるとおり、この7号につきましてはちょっと時間が短かったのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） わかりました。

そして、新聞等の有識者のコメントによりますと、やはりこの夜中の指示とか勧告というよりはもっと早めの、深夜を避けたほうが良いという、避けなければだめだという意見も載っておりましたので、今後そういうふうにしたらいと思います。

次に、この避難指示に関して、あのときは雨が本当に降っておりました。

こういう緊迫した、しかも短時間で越水、想像を絶する想定外の越水があったわけですが、けれども、こういうときの防災無線というのは全く聞こえません。

私も外に出て傘を差して、やっぱり雨じゃんじゃんですから、傘差して聞きましたけれども、雨と風との中ではまずもって防災無線は用をなさないのだなということが実感、体験いたしました。

そこで、議員なものですから、町民の方から今何て防災無線しているの、議員ならわかるでしょうという感じで結構電話が入るものですから、私も必死になって外へ出て聞いたのですけれども、やっぱり聞こえませんという事です。

それに関して、今回は人命にかかわり、しかも真夜中であり、全町にもしかしたらかわるかもしれない有事です。

今回は有事と。有事に際して町民への注意喚起と寝ている人を起こすためにも、サイレンを鳴らすべきではなかったかなというふうに町民の方も言っているし、私もそう考えますが、サイレンというのを起こすために。

そのころはみんな9時ごろみんな高齢者は寝てしまうから、しかも人によっては睡眠剤を飲んで寝てしまうのです。

ですから、ピンポンやコンコンコンでは、ドアをはたきだけでは聞こえないということがありますので、サイレンでまず起こすという、そういう考えはなかったのかどうかお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

防災無線が聞こえず住民の方に周知できないということを受けまして、7号でもそういうお話をいただきました。

ということで、11号につきましては消防車にもお手伝いいただいて、出ていただいて広報したと。

それでも、まだもっと周知が足りないというお声もいただきまして、その段階では今後はサイレンも検討しなければならないという判断はいたしました。

ただ、その後、サイレンを使うのは避難準備ですとか避難勧告という前段の段階ではなく避難指示の段階でサイレンを使うのが適当かなということでは、そのときの本部会議ではそうになりましたが、幸いその後の指示、市街地の避難指示は出さずに済んでおりましたので、サイレンはまだ鳴らしていません。

今後におきましては、サイレンによって、防災無線の前にサイレンを鳴らすなど、そういったことも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 次でございますが、川の水位を、氾濫というか増水した水位を町民もみんな気になるところでございます。

避難勧告を受けて指示までの間、避難所に行こうか行くまいかという個人的な決断の見解は川の水位らしいのです。

それで、私も十数回行きまして、みんなに注意されながら、川で死ぬ人が多いと。全国的に。だから、行かないほうがいいと言われるのですけれども、やはり気になって見に行きました。

私の南側のベランダ側の道路あるのですけれども、そこを勧告が出ると同時にもう何十台という車が川に向かって、斉藤井出建設のほうから、道路から行くのです。

その数たるやすごくて、何しに行くのかなと最初思っていたのですけれども、やっぱり川を見に行くのです。

やはりそのぐらい川の水位を気になるし、見たいし、その増水状態を目で見て、しかも防災無線が聞こえないものですから、何が起こったかということで危険水位を見に行くということで。

後で聞いたら、スマホや携帯やインターネットで全部わかるのだよと言われましたけれども、独居の人は、高齢者はそんなもの持っていませんから。

そこで、提案なのですけれども、この川の氾濫するところに今後カメラを設けて、峠情報といって駅にも峠の情報がリアルタイムで嵐の日なんか見えるようになっていきますけれども、ここは多分、道や国の管理だから勝手にカメラは置けないかもしれませんが、そのときだけ、増水しそうなときだけでもカメラを臨時に設置して、それを駅とか役場とか避難所にこの危険水位が今こうだ、ああだということが即刻みんなにお伝えできる

方法が、それは可能かどうかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

今の技術といたしましては、技術的には可能なことだと思いますけれども、それが河川の危険箇所に設置をして、それを例えば災害対策本部ですとかインターネットで全町民が見られたり避難所で見えるようにするためのシステムの構築に、システムにいかほどの経費がかかろうかということは、これは積算してみたこともございませんので、その部分については、技術的には可能でございますけれども、予算的、経常経費的な意味も含めまして、災害時ではなく通常からそれは維持しなければならないものと思いますので、そういう部分も考えて慎重に検討しなければならないことだと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 私は平常時はいらないのではないかと思うし、お金もかかるから。

警報が出たときです。警報、有事に際してのみそこへ設置すると。それも不可能かどうかわかりませんが検討していただきたいなと思います。

次に質問移ります。

本町には、ボランティアセンターが社協の中にありまして、このたびの災害に当たり業者さんやらそういう方の出動が、ボランティアがあり、そして大変被災の後片づけに御尽力いただいたわけなのですけれども、一般町民へのボランティアの呼びかけ、要請についてお伺いしたいと思います。

新聞によると、十勝のほかの被災地ではみんなボランティアの人が出たり、高校生やみんなが道路の泥を片づけたとかというふうな報道がありましたけれども、本町ではどのような態勢で今回どのように、せっかくのボランティアセンターなのですが。

私もボランティアのメンバーの一人ですけ

れども、赤十字奉仕団で業者さんへのおにぎり400個をつくるときには1時間、2時間ぐらい出動しましたけれども、一般町民へのボランティアの呼びかけについてお尋ねいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 後ほど、高橋健一議員さんの一般質問の答弁で御回答する予定でございましたが、本町のボランティアの対応につきましては、まず台風7号、最終的に被災があった段階でボランティアをしていただけたというような申し出がございました。

そこで、社会福祉協議会と町福祉課でどのような対応をするかということで検討をしましたが、社会福祉協議会のほうではまずノウハウがないのでちょっと検討してからちょっと調べると。

町のほうとしましては、まず受け入れていただけたという方がいるということで、まずそのデータ、情報だけは受けました。

その後、ボランティア等をするには、ボランティアを必要とされる方、どういうニーズがあるかという部分で、そのタイミング、必要とする作業、時期、人数、それらを需要と供給をきちんとマッチングすることが必要ということで、まず今回でいいますのは旭町の方にニーズをお聞きしまして、あと団体の方々からの申し出もございましたので、業者の方々のボランティアについては土木の作業の減災対応ですとか、自衛隊の方々についても土のう積みですとかという部分でやっていただいたのと。

あと、民間の部分につきましてはちょっと時間を、受け入れている住民の方のニーズをきちんと押さえて、それからきちんと作業現場でのこういう作業をやっていただくという部分で時間を要しまして、時間を要するというか、それぞれ被災された方が避難所へ行って、まだどうやって何をどうしてどういう復旧をするかという部分でも対応もきちんと整理ができていなかったもので、順番

を追って整理をさせていただいて、今回でいえば足寄の弾薬支処の方々が業務ではなくボランティアという形でかなり対応していただけたので、団体の方々のボランティアを中心に旭町のボランティアを必要とする方々のニーズを把握して対応していただいたと。

十勝の芽室、新得、清水等でもボランティアやっていますけれども、かなり出発する、受け入れはするのですけれども、まだボランティアでやっていただくまでにはやはり時間をかけていまして、芽室でも慎重に外からのボランティアは受け入れないで住民の方でボランティアを受け入れて、その供給にあったニーズを対応していくというような形で。

なかなかマッチングするためのタイミングとその労という部分でいえば、本町でいえば、今回の被災の部分での旭町の対応という部分では主に自衛隊の方々の御協力をいただいて需要に対応する供給はできたのかなというふうに考えておりますが、大きな災害になりますとやはりボランティアセンターと、あと社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会等のボランティア・コーディネーターの方々の御協力を仰ぎながらもっと大規模な受け入れ体制でやらなくてはいけないというふうに考えておりまして、今後も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 今回、私も旭町の床上浸水に遭われた方から19、20日の2日間助けてほしいという要請がありまして、知人でもありましたので。そのうち、87歳の夫婦で、見に行ったらやっぱり10人ぐらいが必要だなと思ひまして、うちに帰ってきて仲間の人と住人をかき集めるのにすごい時間がかかりました。

というのは、19日というと、平日でもありますし、本当に必要だという30、40、50代の人はいないわけです。

そして、実際にいたのは腰の痛い、足も膝も痛い70代です。

60後半から70代の人を10人かき集めて、本当にお願ひして、お願ひして、そのうちへ行きました。

そして、実際1日間手伝ったのですけれども、実際は1日では到底終わらなくてじゅうたんなんかも全部切り刻んで畳1枚くらいのもしくは半分に切って出さなかったら重くて持てない。だっぷりつかった畳も男3人が持たないと持てないというそういう現実です。

そして、水が引いた後は小砂利がいっぱいあって、なしてこの小砂利とか玉砂利がどんどん出てきて、やっぱり土砂であるわけです。入った水が。

それから、ぼつとんトイレの人もいたりして、本当にそうこうしているうちにもっと知っている人が隣にいまして、そこは借家の人のうちだったのですけれども、そこも2日間やっぱりそれでもまだ足りないぐらいだったのです。

そのときに思ったのは、こんなときにボランティアの人が来てくれればこんな75歳の人が腰に痛い人が来なくてもよかったのになと思ったものですから、そういうふうに率直な必要があったと私はそのとき体験したからこういう質問になりました。

今後、検討していただきたいと思います。

それから、次は、本町には自主防災組織がありますが、今のところ、旭町のことは知っていましたけれども、全町で自治会で何個の自主防災組織があるか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 自主防災組織が町内で何カ所あるかということでございますけれども、旭町、これは既に御存じのところでございますけれども、あと栄町と2カ所が自治防災組織が組織されている地域となっております。

あと、南6条ですとか、今後西町ですとか自主防災組織を組織していこうということで検討されている地域もまた何カ所かございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 今回被災しました旭町自治会は、数年前から組織を立ち上げて年に数回の防災訓練もなさっているし、防災用品も備蓄していると伺っております。

今回、くしくもその防災地域が被災されたわけなのですけれども、この被災において日ごろの防災訓練とか備蓄品等がどのように生かされ、活用されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

残念ながら今回被災に遭った方々は旭町ということで、旭町の防災組織に中心メンバーの方々が被災されております。

そういった状況で、幸いにも人命には、避難は円滑にできたということでございますけれども、自主防災組織としてみずから被災してしまっているものですから、特にその部分での活動は、避難所におけるいろいろな町との連絡とかそういったことはございましたけれども、その他目についた動きというのはなかったように感じております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 今後、温暖化がもっと急速に進むという情報等を考えて、異常気象を考えますと、私はこれからは役場の庁舎自体も、それから役場職員の家も消防団の消防の職員の家ももう全部とは言いませんけれども被災することがあるかもしれない。

そうなると、今回は防災の3本柱である自助、共助、公助の公助の力がリードを、それから支援も相当数の位置を占めて公助に頼るところが多かったのですけれども、今後のことを考えますと、自助、共助がこれから。公助ばかりには頼ってられないというか、現実、もっと被災地が広がって町全体がということになると限界があるというふうに思っております。

そうなる、自助、共助ということで旭町、栄町にできつつある、その自主防災組織の立ち上げこそがこれからの防災を救っていくのではないかなど。

しかし、自治会組織も高齢化して役員のなり手も余りいなくて中枢になっているのが役場職員が総務部長を務めているとか副部長とか副会長とかというふうな中で、今回、災害対策本部のためにその職員がみんな役場へ行ってしまったら、自治会の組織には指揮命令というか、総務部長クラスがいなくて本当に今後こういうことがもっと起こりますので自治会組織がいかに、そして日ごろのチームでの訓練が町全体は多分難しいと思うので、町内会ごとの訓練、また防災組織の存在が私は絶対必要ではないかなどということをおもうのですが、その防災対策、自助、共助のためにも自主防災組織ですね。

それで、今なかなか自治会の自主的なことになっているわけですがけれども、そうではなくて、せめて全町へいかなかったら川の流域、今回避難箇所になった5自治会ですか。5自治会の強制的にとというか、今回を機会に、きっかけとして、そういう立ち上げを働きかけるというか、そういうことが大事かと思うのですけれども、いかがでしょうか。急務と考えますが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、各自治会に共助できる防災組織等がございましたらこういう災害時には大変機能すると思います。

そういう意味で、今回の災害につきましては非常に大きな教訓となりました。

避難所も相当数開設いたしまして、旭町においては長期間にわたって避難された方もいらっしゃると思います。

そういう意味で、避難所運営ですとかいろいろと地域の方にお手伝いいただきたい部分も見えてまいりました。

そういった部分で今後におきましては、強

制ということにはもちろんありませんが、より自主防災組織のような形のを地域につくっていただけるようお声がけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） よろしく、強力に一步つつこんで積極的にこの自治会に対して働きかけをしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、対策本部について伺います。

対策本部のメンバーはどのような構成となっているか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

対策本部のメンバーは、町長、副町長、教育長を初め、役場の課長職で構成しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） そうすると、十四、五名というところですか。

そんな全員ではないということですね。

私は提案したいのですけれども、役場の幹部職員と今伺いましたけれども、幹部職員だけではなく関係機関のトップ、例えば、農協組合長とか商工会長とか、それから建設協会の会長とか、そういう人も最初から入っていただいている方がいいのではないかなどということをおもいます。

なぜかという、例えば、農協の組合長が入っていたら、農家も停電したり断水したり牛を飼っていたりしますと、相当の緊急の質問やらどうなのだという農家からの対応、それが最初から対策本部に入っていれば、メンバーとして組合長でも誰かが入っていれば、それがリアルタイムで逐一水位から何からわかって、どういうふうにしたらいいかも全部わかって、それを農家の人に即刻伝えることができるし、商工にも、それから林業もそうです。

そういうことがいいのではないかなと思いますけれども、それは可能なか不可能なのか伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

メンバーは15名でございまして、全て役場の特別職職員となっております。

それで、今回の例を申しますと、今回も災害対策本部にはオブザーバー的な意味合いで、協定を結ばせていただいております、建設協会の方、開発の方、北海道道路建設事務所の方、それと自衛隊から連絡にも来ていただいておりますので自衛隊の方にも傍聴いただいたり、そういった形で補完してきております。

残念ながら、今回農協の方にはオブザーバーとしては席についてはいただきませんでした、それは必要性があれば今後は考えていくことかなと思います。

それで、当初から、今15名と申しましたが、そこにそれらの方々を委嘱してお願いするようなこととなりましたら、正直申しまして、災害というのは短期間で立ち上げ、決断が必要でございまして。

その中に、多くの組織の方を余り多く立ち上げますと、瞬発力がなくなるといいますか、立ち上げに時間を要したりとか、いろいろなケースが考えられますので、それは慎重に考えたいと思います。

以上でございまして。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 対策本部につきましては、そういう御意見もちらっと聞いたものですから、それでそういうことが可能ならそのほうが即刻農家の方に伝えられるのかなという連絡、報告が急であればあるほど密にしていけないと被害を大きくしていくということもあるものですから伺いました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、防災対策を終わります。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩を

いたします。

25分再開いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 2件目、障害者と共生するまちづくりについて伺います。

障害のある人もない人も差別をなくし、ともに生きる社会をつくることを目指す、障害者差別解消法がことしの4月1日に施行されました。

法律が施行された3カ月後の7月26日に、神奈川県相模原市にある障害者施設が元職員によって襲われ、入所者多数が殺傷される大変いたましい事件が発生いたしました。

特に、この事件でおどろいたことは、犯行に及んだ犯人が元施設職員であったこと、犯行の動機が障害者はいなくなればよいということであったことを知り、大変衝撃を受けました。

施行された法は、健常者と障害者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法となっていることから、町全体で取り組むことが大変重要と考えますので、以下について伺います。

一つ、本町に身体障害、療育、精神障害のそれぞれの手帳を所有する方は何名いるのか伺います。

二つ、法律施行後からこれまでの本町における取り組み状況と、今後どのように向き合い推進していくお考えかお尋ねいたします。

三つ、本法における障害者には、近年増加傾向にある発達障害なども含まれますが、学校現場における基本的な考え方と対応について伺います。

四つ、今回の法は、自治体に法的義務を課し、また民間事業者には努力義務として実施に当たりどのようなことが不当な差別に当た

るのか、法律に列挙することはできないとしているなど、差別の定義にあいまいさがあります。

このことから、明確を期すために、自治体独自に障害者条例の制定に取り組まれているところがありますが、本町にそのお考えがあるか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 障害者と共生するまちづくりについての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の手帳所有者の人数に関する御質問でございますが、9月9日現在で身体障害が446人、療育が51人、精神障害が39人でございます。

2点目の障害者差別解消法施行後のこれまでの取り組みでございますが、この法律を広く町民の方々に知っていただくために、広報あしよろ4月号におきまして、障害者差別解消法がスタートしたことや障害に関する相談窓口等についてのお知らせを行うとともに、内閣府が作成したポスターを役場や小中学校等に掲示をしております。

今後につきましては、市町村が障害者差別の解消に率先して取り組むことが求められており、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が行政機関の義務とされていることから、町職員による取り組みを確実なものとするため、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ足寄町における対応要領、さらに職員がさまざまな障害の特性等の理解を深め、それぞれの特性に応じた適切な配慮や対応をスムーズに行うための基本的事項を定める町職員向けサポートブックの年内完成を目指して事務を進めており、職員研修も予定をしております。

また、民間事業者においては法の具体的な取り組みは努力義務とされていますが、各事業者の自主的な取り組みを広げるためには、各事業者、そして住民一人ひとりがこの法を認識するとともに、法の理解を深めることが不可欠なことから、本年中に完成予定の足寄町

における対応要領の概要等を自治会回覧によりお知らせする予定であります。

なお、対応要領等の作成に当たっては、町内の障害福祉関係者が連携して支援体制の協議を行う足寄町障害者自立支援協議会において足寄町の実情に応じた差別解消のための取り組みに係る検討も行っていただく予定をしております。

3点目の学校現場における基本的な考え方と対応につきましては、後ほど教育委員会から答弁していただきますが、本町では子どもセンター内に設置している児童発達支援センターを中心に小学校入学前の幼児期から個別の支援を行っており、小学校入学の際に必要な情報を学校に引き継ぎ、継続的な支援が図られるように努めております。

また、児童生徒が学校生活に適応できなくなった場合等には、福祉課職員が学校への訪問支援や相談支援等を行う体制を整えており、保護者の思いを受けとめ、関係機関とともに必要な支援を行うこととしております。

4点目の条例制定の考えにつきましては、現在作成作業を進めております、足寄町における対応要領や町職員向けサポートブックが差別の定義を明確化する一助になるものと考えており、町職員が率先して地域で暮らす障害のある方の特性等に関する理解を深め、その特性に応じた適切な対応や取り組みを行うことにより、民間事業者の自主的な取り組みの促進、住民全体の意識啓発につながるものと考えております。

当面は、これらの地道な取り組みを継続し町内に普及させることが障害の有無にかかわらず全ての人が人格や個性を尊重し合いながらともに地域で暮らせる社会の実現への近道と考えており、条例制定につきましてはもう少し時間をかけてその必要性の判断をしたいと考えており、現在のところ、条例制定の予定はありませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 教育委員長、答弁。

○教育委員会委員長（星崎隆雄君） 障害者

と共生するまちづくりについて。

教育委員会から高道議員の障害者と共生するまちづくりについての一般質問のうち、3点目の学校現場における基本的な考え方と対応についてお答えをいたします。

基本的な考え方は、障害のある幼児、児童及び生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、幼児、児童及び生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため適切な指導及び必要な支援を行う教育として平成19年4月から学校教育法において特別支援教育が位置づけられたことに基づき、当町では全ての学校において特別支援学級を設置し、障害のある児童、生徒の支援を行っております。

対応といたしましては、学校医、学識経験者、教育関係職員、福祉課、教育委員会からなる教育支援委員会において心身に障害を持つ児童、生徒及び新入学予定者の個々の状況を把握し、保護者の意向を踏まえ、御理解をいただいた上で特別支援学級への配置を判別し、特別支援学級を学校に設置するとともに、北海道教育委員会より教職員の配置を受けております。

また、学校では教育支援計画や個別指導計画の策定、教育委員会では学習支援員を配置し、一人ひとりの障害に応じた教育を行っております。

以上、高道議員の一般質問に対する教育委員会からの答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 先ほど、9月9日現在での人数、約550名ぐらいですか、の方がいらっしゃると伺いました。

過去3年間において、この手帳の所有者といたかこの方たちは増加傾向にあるのか、あるいは減少傾向にあるのか、もしわかりましたらお知らせを。お尋ねいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 申しわけございません、昨年、一昨年の数値は今は持ち合わせていませんが、やはり人口が減少してはいますが、比率的に見ればいろいろな精神的に病む方が多くなり、また手帳を持っておらずとも支援なり配慮が必要な方というのはやはり年々ふえているかというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 今回の法律は、国の行政機関とか地方公共団体とか民間業者に対しての障害を理由として差別を解消するための措置ということで、障害者に対して不当な差別的行為をすることを禁じたり、また障害者に対して合理的配慮。この不当な差別行為の禁止と合理的配慮、このことが大きなポイントなのかなというふうには、ななめ読みしまして感じた次第です。

この差別解消のための、ただいま御答弁によりますと、いろいろなことをなさっているということで御答弁ありましたけれども、差別解消のための支援措置を講じることはもちろんですけれども、啓発活動、情報収集などが義務づけられておまして、広報とかいろいろなところでやっているということでございましたが、私はここで実は職員対応向けのマニュアルが特に必要ではないかなと。

どこの窓口でどんな障害者が来るかわからないし、みんな一定、福祉課だけでなく、担当部署だけでなく、みんなが同じ態度でそういういやな思いをさせない、不当な差別というふうには受け取らない職員の対応が大事かということで、こういうときにはこうする、ああするというマニュアルなんかがどうなのかなというふうに思いましたけれども、このサポートブックがそれに当たるのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

まさしく、サポートブックが、職員が障害

のある方の理解を深めどのような合理的配慮をするべきかという部分で、障害の視覚障害でありますとか、肢体不自由とか内部障害、知的障害、発達障害、さまざまな障害への対応という部分で見識を深め、その合理的な配慮なり住民サービスの向上を図るようなものとして考えておりました、まず役場でやって、それを町内全域に広めていこうというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） はい、わかりました。

同時に職員研修もなさるということで、職員研修を最近たくさんしていると伺っておりますが、その中にこの法律の扱い方とか対応等についての職員研修も大いに盛り込んでいただきたいと思っております。

専用の相談窓口も相談体制もなさっていると書いてありましたけれども、例えば、案内町民の人はどこで差別に対する相談をしているのかということが、家族も親戚もみんな含めて、健常者も含めて案内わからないことが多く、広報だけではわからないと思います。

そこで、例えば、案内プレートを掲げるとか、ここが相談窓口ですよとか、そういうプレートなんかは安いと思いますけれども、そういう案内プレートの設置は可能と考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

案内プレートの設置は、役場の入り口ですとか福祉課の入り口に張ることは可能なのですけれども、そこに来ていただくまでの手段という部分ではもう少し広く広報ですとか回覧ですとか、まず情報を、まず役場に行ったらあるよという部分を、まずお知らせすべきだと。

福祉課に行けば、福祉課のカウンターの職員が、いる職員がまずお話を聞いて、それをつなげていくという形もございますので、そ

うというような方向で、プレートの前に情報提供というか広報をまず先に進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 役場に来たついでにそのプレートを見て、はっと思い出して相談しようかなという人もあろうかと思い、そういうことでそういうところを門を広げていつでも相談体制はできているよということをアピールするためにもいいのかなということでも伺ったわけございまして、また検討をしていただきたいと思っております。

そこで、先ほど、答弁の中にも入っていたかどうかわかりませんが、障害者差別解消支援地域協議会というのを、これは町村自治体にあっては強制でなくそういう努力義務としてそういう協議会も立ち上げることができるということがありますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

足寄町におきましては、平成18年に既に足寄町障害者自立支援協議会というものを設置しております、障害関係の全てのことを関係機関と推進の体制を整えておりますので、この協議会の中で今議員さんの言われたような内容についても話し合っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 自立支援協議会はそれを兼ねるのですよという、今お話でした。

それでは、お伺いいたしますけれども、自立支援協議会の昨年というか今年度の協議会の開催状況というか、またその委員さんというのは何名いて、どういう内容になっているか、自立支援協議会についてお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

できます。

例年毎年1回程度やっているというふうに聞いておまして、昨年、具体的に何回やっているのかちょっと私の今の頭の中にはないのですが。

協議会のメンバーは9名以内の委員で構成されておりまして、委員は学識経験者、医療関係者、障害福祉サービス事業者、その他団体及び一般の町民のうちから町長が委嘱するというところで3年の任期で。

所掌事業としましては、障害者福祉計画の策定及び評価に関すること、それから支援事業の実施・評価に関することということで、障害福祉計画等を策定する際には必ずこの協議会をくぐるというような形で、ほぼかなりの回数は、例年ではございませんが、計画策定の段階では、いただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 1回か2回というお話もありましたけれども、今どこの協議会もそんなものではないかなと思います。

そこで、この障害者差別解消法もこの自立協議会の中で兼ねて、そこで協議していくということで、協議会はたくさんあっていいものでもないし、そういう兼ねられる協議会があるなら、それはそれでいいことだと思うのですけれども、1回や2回の協議会の開催ではせっかく関係、専門の委員さんが9人もいらっしゃるということでもう少しそういうことを兼ねて開催するなら差別とはどういうものか、差別に対するトラブルがあったときの解消法とか、そういう解決だとか、そういうことなども協議されると思うのですけれども、メンバーももう少しふやして数回、1回ではなく四、五回くらいそういう協議会が持てないものか、障害者差別解消支援地域協議会が別途にもし立ち上げられないのであるならば、そういうことももっと中身も濃く回数もふやしていくことはできないのか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

現在、設立されています、障害者自立支援協議会のメンバーがほとんど全て町内の障害者福祉の関係者でございまして、名前をかえてもやはりメンバーは大体同じような方にやっていただくことになると思いますので。

広く障害者福祉の部分のさまざまな部分を協議していくためには、新たな設置ではなくこの協議会でやっていただくことが最も適切だと今のところ考えています。

ちょっと私どものほうの話になると、最低年1回と言ったのですけれども、何とか計画を立てる場合ですと、例えば、障害者福祉計画とかを立てる場合は、たたき台があつて原案があつて素案ができ上がつて策定というような形で、必ず何かの計画を立てる場合には年に3回、4回というような委員会をやるのが通例でして、今回の部分でも必要性を判断して、当然まずこういうような素案ができました。皆さんで揉んでくださいと。

障害者の声もお聞きいただきたいというような形で何回かのやり取りをしながらやるというようなことを考えていまして、役場で原案ができたならこれでいいですねというような形でやるようなイメージは持っていないので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 原案ができた後も協議会が大事かなというふうに思いますので、なるべくそういういろいろなものを兼ねる協議会であるならばなおのこと、中身も濃く回数もふやして人数もふやしてやっていただきたいなという思いで質問いたしました。

次にお伺いしますが、これ大変難しいことなのですけれども、障害をお持ちの方には、身体的なものと精神的な障害とあると思うのですけれども、身体障害の場合は目に見えてすぐにこちらもわかるし理解できるのでどのように対応したらよいかもその場でとっさに十分でなくとも理解することはできますけれど

も、精神障害をお持ちの方の場合は、先ほどたくさんの方がいらっしゃる中で非常に難しいと思いますけれども、そういう精神障害をお持ちの方の場合の対応をどのように、私たち一般町民とか周りのそういう人たちの対応について、どのようにお考えか、難しいと思いますけれども、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

精神的なもの、いわゆる外面にあらわれない部分につきましては、非常にまず理解が、どのような対応をしていいかという、それぞれの個人個人の方の特性を理解した上での必要な支援ということで、本当に難しいことだと思います。

ですが、まず第一歩としては障害があってもなくてもまずフラットな気持ちで対応をしていただいて、その方々からどのような気持ちで何を求めているかというようなことを素直に聞く。

何か支援ができないか、お手伝いすることがないかというような、ありきたりな話かもしれませんが、そういうようなことから何か困ったことはありませんかということでそのアプローチをして接していただくということがまず第一かと思いますが、個々の専門的な部分につきましては、今後さまざまな先進事例ですとか他町村の導入内容等を踏まえて、そしてまたこの地域にあった足寄町の障害者の特性に応じた対応というのを、これから要領、サポートブック等でつくり上げていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） わかりました。

まだまだ一般町民には知られていないその法律そのものもそうですけれども、差別解消のための支援措置を啓発、啓蒙、情報のことで広く町民に対して身体も精神も理解してもらう人をふやすことが肝心ではないかなという中で、例えば、当事者の御意見を聞く場面

をつくるとか、アンケートなんかもいいかと思うのですけれども、直接御本人の意見を聞いたり、それからその対象の方だけではなく町民みんなが専門家を招いてこの勉強会の研修会をして、いろいろな全道、全国の事例を町民みんなが知っていくとか、そういう研修会ですね。

啓発・普及・啓蒙活動をさらに踏み込んだそういう町民も巻き込んだところの研修会の開催とか専門家、もう過去にも何回かあったとは思いますが、さらにこの法律に差別解消のためのそういう啓蒙、啓発、研修会はどのように考えるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

やはりまず本年中にその要領、サポートブックを障害者自立支援協議会で揉んでいただいてまず第1弾の策定をすると、その後、住民の方々に広報等でお知らせをして。

まず、この今第1段階でつくった要領をどんどん改良していく必要があるかと思えます。

まず、つくるだけでは当然当事者の御意見も聞きますし、関係者の意見も聞きますけれども、その後、国がいつているように一定の基準でもうがちがちのものではめていくものではないと。

どんどん意見を吸い上げて、その合理的配慮というものがどのようなものなのか、これが差別なのか、これは差別ではないのかという部分で地域の中でその理解を深めていくという部分がございますので、まずお知らせをしてその後いろいろな課題を踏まえて広く講演会なのかどうなのか。

例えば、町の職員が講演会といっても、なかなかそれこそ人も集まらないと思いますので、例えば、この講演にふさわしい方を呼ぶことができたなら、そういう方々に障害の関係、いろいろな障害の部分も含めて講演をしていただくということも一つの方法かと思えますので、今後検討させていただきたいと思

いますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） それでは、前向きに取り組んでいらっしゃるし、これからもなさるといふことをお聞きしましたので、この合理的配慮をしっかりとしていただきたいなと思っております。

まとめとしまして、障害者の差別や偏見の解消には一人ひとりの個性を尊重しながら人や場面に応じて個別具体的に何回も言うような合理的配慮を考えていくことや、粘り強く地道の対話や工夫が必要であると考えます。

障害のあるなしにかかわらず誰もが過ごしやすい社会の実現を目指して町の今後の取り組みに対して御期待申し上げ、2件目の質問を終わりたいと思えます。

最後に、町長から一言この差別法に対する、独自の取り組みもお聞きしましたが、感想、決意でもなにか一言お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

法律なんかもそうですけれども、何かことがあれば制定をするだとか、そういうことなのかなというふうに率直な感想を求められれば、そんな思いをしております。

そもそも身体的障害含めて知的、精神あるいは子供さんで言えば発達障害も含めて、これはもう世界中、今パラリンピックやっていますけれども、障害をお持ちの方、たくさんいるわけですね。

ですから、もっと言えば、健常者と障害者も、というのは健常者同士だっていろいろな差別的なことも普段からあるのだというふうに思っています。

やっぱり一番肝要なのは、やっぱり個々のそれぞれの違う条件あるいは身体的な条件違ってもお互いその違った立場を尊重し合って共生して社会が形成されているのだよということ、これはもう子供のころからの教育、

もう我々も含めて、これが正しいだとかこれが間違い、いちいち僕は論ずる必要があるのかなと、そんなの当たり前のことだなというふうに思っているのです。

ただ、現実問題としては、残念ながらそこが理解されなくてとんでもない事件が起こったりだとか、そんなことがあるのだというふうに思っています。

先ほど来から福祉課長答弁しているとおり、今回新たに法律が制定されたから、また新たな組織、新たな取り組み。

僕は、これまでの取り組みの延長線上だというふうに思っています。

要は、意識の仕方、意識のさせ方かなという、そんな思いをしております。

いずれにしても、我が町においてはいろいろNPOの方々含めて、先ほど言った自立支援協議会の組織等もありますから、ともかくこの街中であってこれはもう子供も大人も含めて普段からそんな差別意識のないような町民の意識づくり、これはもう言うまでもなく広めていかなければいけませんし、もっと言えば、町民お一人お一人の方々がもうあえて意識しなくてもそんなの当たり前だよと言えるようなまちづくりをしていきたいなと、こんなふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思えます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これで、8番高道洋子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

4番木村明雄君。

（4番木村明雄君 登壇）

○議長（吉田敏男君） 議長のお許しをいただきまして、ただいまより大型台風被害対策について一般質問をいたします。

このたび、8月の台風第7号及び11号により床上・床下浸水、停電により農作業が停滞し、多くの牛が病気にかかりました。

また、水道の水源、水道管が壊れ断水もありました。

山林の土砂崩れ、道路の決壊、農作物・農地の流失と、多くの甚大な被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。

そこで、このたび①台風7号、11号の被害状況はどうかお伺いをいたします。

これについては、先ほど町長より行政報告がありました。

②足寄町は、利別川と足寄川の合流地点に町が形成されております。

大きな瀬の強い利別川に足寄川が合流しておりますが、下流へ流れてくても利別川に堰きとめられ流れられなく予想外の水量でそこがダムになり、堤防から冠水、越水をし、このたびは大きな被害になったものと考えます。

また、上流の足寄川と螺湾川が合流する螺湾本町においても同じ現象が起きております。

阿寒国立公園から流れ出る足寄川、これは沢が深いだけに台風時には予想外に増水するわけであります。

一方、オンネトー湯の滝から流れ出る螺湾川、螺湾本町の合流地点で足寄川に堰きとめられ冠水するわけであります。

このたびは、螺湾本町においても約20名の方々が何日間にわたり避難をいたしました。

過去30年来の台風だとも言われております。

足寄町内各地ではおおむね100ミリの降雨量が限界水域といわれておりますが、異常気象ともいわれております今日、1週間に3個もの大型台風が上陸し甚大な被害をもたらしたわけであります。

今後どのような対策、対処法を考えているのかお伺いをいたします。

③足寄の市街地においては利別川、足寄川

の合流地点で予想外に増水し、残念ながら床下・床上浸水に見舞われました。

確かに、大きな要因は仙美里ダムの放出も大きな要因の一つと考えます。

こちら足寄川から利別川に満水した仙美里ダムの放水を早めにしていただければ、このような甚大な濁流水害が防げたのではないかと悔やまれてなりません。

また、今後、先日のような7号、11号のような同じ規模、同じ進路をたどった場合、また同じようなケースになるのではないかと、先日の台風の水量の倍もの排水、放出がされればよいわけですが、その辺はいかがなものか。

私の取り越し苦労であればよいわけですが、確実に放水をしたと確証をできるものではないと考えます。

私の個人的な考えでは疑問に思い心配であります。

このたびのような事態はこれからも起こり得ると想定するわけでありますが、今後、仙美里ダムの放水についてどのように放水をお願いをしていくのか町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員の大型台風被害対策についての一般質問にお答えをいたします。

議員も仰せのとおり、行政報告とだぶる部分もありますけれども、御理解いただきたいというふうに思います。

まず1点目の台風7号及び11号の被害状況についてですが、住家被害といたしましては、旭町1丁目、2丁目、4丁目の住宅35戸が床上浸水、14戸が床下浸水いたしました。

非住家被害といたしましては、町民センター物置1棟損壊、地上デジタル放送配線用電柱転倒等4件となっております。

農業被害といたしましては、農地の被害面積でございますが、河川の氾濫等に伴う農地決壊14.5ヘクタール、土砂堆積72.6ヘ

クター、合わせた被害面積は87.1ヘクターとなり、農作物では小豆等の豆類、ビート、スイートコーン、野菜、牧草、デントコーンなどの冠水、倒伏等による被害面積136ヘクターとなっておりますが、道路の決壊等により調査未了の箇所もあることから、今後、さらに被害面積、被害額に変更が出てくるものと思慮しております。

農業用施設につきましては、耕作道の決壊、路面流失等21カ所、耕作橋決壊3カ所、排水路の決壊・土砂埋塞12カ所、シカ柵決壊、崩壊等170カ所となっております。

次に、林業被害でございますが、土砂崩れによる螺湾団地のイタヤカエデの新植箇所0.6ヘクターとなっております。

なお、民有林につきましては、現在、足寄町森林組合が調査実施中でございます。

九州大学演習林では、演習林内の林道法面崩壊6カ所の被害が報告されております。

林道につきましては、法面決壊、路面流失等7路線12カ所、作業道につきましては長野基幹作業道及び小坂山基幹作業道が路面洗掘被害となっております。

土木被害といたしましては、町道が路面砂利流失、法面決壊等70路線111箇所、水道施設等で導水管等の損傷4路線、下水道施設等で旭町中継ポンプ2カ所、計装機器2台、普通河川堆積土砂撤去7カ所、里見が丘公園キャンプ場園路法面決壊となっております。

町道の通行どめにつきましては、8月24日の段階で最大29路線となっておりますが、順次復旧作業を行い、9月7日現在では13路線まで解消しており、全線開通に向け鋭意努力をしております。

停電につきましては、17日午後6時50分に稲牛、螺湾、上螺湾、茂足寄方面が停電となりましたが、19日午前2時26分までに全て復旧されております。

また、22日午前8時50分に稲牛地区で停電が発生しましたが、午前10時37分に

復旧いたしております。

商工被害といたしましては、作業場、診療所等の浸水4件、通行どめによる休業4件となっております。

文教施設被害といたしましては、足寄川の越水により旧足寄東小学校グラウンドの土砂堆積、足寄小学校教員住宅3棟4戸床上浸水となっております。

国道、道道につきましては、国道241号線が9日から10日にかけて一時通行どめとなったほか、道道本別留辺薬線、オンネト線、モアショロ原野螺湾足寄停車場線、上斗満大菅地線の4路線が通行どめになり、現在もモアショロ原野螺湾足寄停車場線、上斗満大菅地線の2路線につきましては開通していない状況でございます。

これらの被害額を合計しますと、概算ではございますけれども、7億2,900万円となっております。

2点目の河川合流部の水位の上昇につきましては、議員仰せのとおり、河川の合流地点の上流において浸水害が多く発生しております。

この状況も踏まえて、平成10年に利別川河川改修事業促進期成会を設立をし、河川の早期改修を要望してまいりました結果、順次河川改修が実施されてきております。

今後におきましても、河川管理者に対しまして浸水害の発生しない河川への改修を要望してまいりたいと考えております。

3点目の利別川増水時の仙美里ダムの放水につきましては、貯水池の水位が上がれば上流の河川の水位が上がるということが考えられることから、仙美里ダムを管理する電源開発株式会社上士幌電力所に放流量をふやすように要請を行っておりますが、降雨時のダムの放流については法律により流入量と同量を放流することとされていることから、電源開発ではそのとおりの管理運用を行っているという回答でした。

しかしながら、上流部で堤防を越えるほどの水位となっていて下流部に影響がなければ

放流量をふやすことにより上流部の河川の氾濫を防ぐことができたのではないかと、またそうすることが必要であったと考えるところがあります。

このような考えのもと、今後のことも考え、9月5日に上士幌電力所を訪問し、仙美里ダムの運営状況について質問書を直接手渡ししております。

先日、この回答があり、電源開発としては「ダムの水位は一定に保ってきた。浸水が発生した旭町地区はダム放流地点から河道に沿って6キロメートル程度上流であり、ダムの水位を低下させても当該地区の河川水位は変化しなかったと考えている。」という回答でありました。

また、9月中に町と国と北海道及び電源開発の4者による意見交換の場が設定される予定であり、この中で足寄町内の浸水被害の要因や仙美里ダムの運用との関係について話し合うこととされておりますので、そこであるべきダムの管理についてお話しをさせていただきたいと考えております。

以上で、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番木村議員。

○4番（木村明雄君） はい、わかりました。

それでは、次の質問をいたします。

これからも異常気象といわれております今日、大型台風が上陸する限り利別川、足寄川、螺湾川、芽登川につきましてはこのような大洪水に見舞われることがないとは言えません。

そうすれば、これをどう最小限に食い止めるのか、どう対処対策をすればよいのかももう一度1から検証し直す必要があるのではないかと考えます。

今から40年前、もしくは50年前までは国有林にしても民有林にしても大きな広葉樹の大木が生い茂り、葉に根に雨水を蓄える保

水力があったわけでありますが、現在はそのような大木もなく、カラマツの針葉樹はそこそこありますが現実には保水力もなく昔つくった木を切るための林道に雨水が林道沿いに集まり土石流が鉄砲水となり大川に流出し、あの大きな洪水になるわけであります。

あの濁流の半分は泥と砂利が流れ川底が上がっているものと考えます。

台風が去り洪水が引けた後には大川の中に中洲ができ、そこに木が生え、次の台風が来たときにはその中洲が川の流れの邪魔をし、その分、水かさが増し堤防の決壊または冠水、越水となるわけであります。

これは、普段から定期的に調査をし、ひどい箇所があれば重機で川ざらいをする必要があると考えます。

これについては、コストといえますか予算の伴うことになろうかとも思います。

また、これは開発局または振興局の管轄になろうかと考えますが、足寄町として協議または要請について進めていただきたいものと考えます。

現在、利別川は河川改修の最中でありますが、足寄川の河川改修はいつになるのか、それからどう進めていくようになっているのか、計画があるのかお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、この間のいろいろな山の状況等々を含めて、議員仰せのとおり河川内の土砂堆積というのはこれはもう一目瞭然、河床が上がっているということであります。

このことの認識につきましては、被害のあった8月18日には振興局、これは旧土木現業所も含めて来ていただいておりますし、それから8月30日には北海道の荒川副知事も来ていただきました。

そのほか、公明党の調査団あるいは共産党の調査団あるいは民進党の調査団も役場のほうに来ていただいております。

その中でも、今回の越水の状況等々を含め

て、これは仙美里ダムの取り扱いの疑念も含めてお話もさせていただいておりますし、議員のお話のあった土砂堆積、もっといえば中洲もできているということもあって、これは河川管理者である北海道について、これはもう荒川副知事も含めてやっぱりこの河床の引下げあるいは堤防が低いということ、これはもう認識をさせていただいたところでございます。

また、あわせて道議会議員の郡部道議の4人の先生方も順次役場のほうにかけつけてくれてそこら辺の説明もさせていただいているところであります。

ですから、一定のことが落ち着いた段階で認識はさせていただいておりますけれども、正式に要望書なり要請書なりというものをしっかりと河川管理者に提出をし、今後の状況を協議をさせてもらいたいというふうに思っております。

なお、河川改修の現行の計画は御案内のとおり、今現在はまず利別川の河川改修ということで足寄橋から陸別町に向かって危険箇所を中心にしながら、本来であれば下部から、下流のほうから順次やっていくのですが、この間の災害の経験も踏まえて危険箇所からということで、場合によっては端的な言い方をすれば、途中飛ばしてでも危険箇所という形で順次進めていただいているという状況になっております。

予定どおりの状況でいきますと、暫定の断面である街中の改修については、これまでお聞きしていた経過の中では、平成30年から31年くらいに入れるかなというお話をいただいておりますけれども、そのことも含めてこれからどう計画変更も含めてやっていたか、協議をしていきたいなというふうに思っています。

そして、足寄川については、これまでの経過でいきますと、まずは流れの一番大きい利別川をやって、それから足寄川というような計画ということも聞いておりましたけれども、とりわけ足寄川全体となると相当のこれ

は年月も要するというふうに思っていますけれども、少なくとも越水をした旭町地区、合流地点から共励橋までについてはやっぱり早急に築堤のかさ上げということもあわせて要請をしていきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

このたびの大型台風により、関係する皆さん、17日の夜から3個の台風が通過するまで21日の日曜日にも返上し職員の皆さん初め対策本部を町長室に設置し、寝ずの警戒態勢に当たり、あまたは陣頭指揮に当たっていただきました。

18日の朝早く、私が庁舎を訪ねたときには昨夜は夜中まで寝ずにスーパー土のうを積んだこともお聞きをいたしました。

町長を初め皆さん、寝る間もなくひげ面でやつれた顔で頑張っておりました。

私も何回か対策本部に出向き、対応をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、足寄町内河川、利別川、足寄川、また螺湾川、芽登川についてスーパー土のうを積んだ箇所は危険箇所として冠水のおそれがあるがために土のうを積んだわけでありませう。

これより先に向けては、この高さ、またはこれ以上の高くかさ上げ護岸工事が必要と考えますが、町長の所見を伺いたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） スーパー土のうを積み上げたのは本当にもかく越水、浸水を防ぐための緊急措置ということでございませう。

そういう意味においては、議員仰せのとおり、やはりその場所は今後においても危険な箇所だということだというふうに思っています。

なお、参考までにお話ししますと、利別川

の両岸、それから足寄川の合流地点から共励橋までの土のう、これについては台風7号で越水をしたということ踏まえて、これは北海道の建設管理部、昔の土木現業所、ここが今言った箇所を本当に次の台風も予想されましたから積んでいただいたということでございます。

それから、螺湾川の螺湾の市街地については、これは建協さんの協力もいただいて何とか積み上げた。

あそこの場所も積むに当たっては堤防の幅がなくて、これまでも必要だという認識はしていたのですけれども、これまた建協さんのほうで現場に行ってくれた方も含めて何とか築堤の狭いやつを崩しながら積んでいただいたというようなことでございますので、大変ありがたかったなど、こんな思いもしています。

土のうを積んだ場所、そのほかにもあるのですけれども、その場所はもちろん危険な場所だというふうには思っていますけれども、それが直ちに改修までつなげられるかという、これはもう最大限の努力はしたいというふうに思っていますけれども、これはある程度時間も要するなという思いもしています。

ですから、当面としては、このスーパー土のうは撤去することなくそのまま置いておくということで関係機関との協議も進めていきたいなど、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

次に、電気の件であります。

停電の件についてであります、17日の台風7号、午後6時45分ころだったでしょうか、螺湾線が停電になりました。

そのころ、酪農家は搾乳を始めようとしていた矢先、または搾乳作業が半分ほどのところで停電になったわけであります。

現在の酪農作業は、牛のえさの供給、飲み水の供給、湯沸し、搾乳、牛乳の冷却、牛舎

の清掃、牛糞の排出、どれをとっても電気が中心の作業であります。

このたびの停電で病気になった牛が町長の発表では30頭と先日ありましたが、あれは中間発表であり、私の調べたところでは50頭以上にもなるわけであります。

また一方、野中温泉におきましても、とまり客10名ほどの予約があったそうですが、停電のためにキャンセルせざるを得なかったと聞いております。

観光シーズンでもあります。

これからは、このようなことのないように願いたいものです。

まさに現代社会、今の時代は電気がなければ大変な時代であります。

住民の生活環境を大きく変えてしまい、甚大な被害をこうむり、死活問題にもなりかねないわけであります。

このたび、この停電は螺湾線あるところの同じ場所へ倒木のため2年ほどの期間に3回も停電をしております。

1回もしくは2回までなら皆さんが理解もし我慢もするわけですが、3回目がこのたび。

この台風を、そこをまた同じ個所でケーブルをつないだだけの復旧工事であります。

このたびの台風でこの箇所は大きく地割れが始まり、土砂崩れになっております。

次の台風時にはまた倒木で切れるのは目に見えております。

今回、切れたのは土砂崩れの倒木で、前回切れたのは大雪のための倒木でありました。

のどもと過ぎて熱さを忘れるではだめではないかと私は考えます。

これについて、同じ個所で3回というのは、天災ではありますが、これ以上停電になるのは人災の可能性も出てくるのではないかと考えます。

次の台風で切れれば4回目になるわけあります。

私もこのことについては、北電事務所へ出向き、北電の所長さん初め皆さんと協議、要

望、提案をさせていただきました。

そこで、先日、北電の所長さんより連絡があり、送電線のルート変更も前向きに検討することとありますが、検討ではだめだと足寄町からもお願いをいただき、必ず実行、実施するとの確約を取っていただきたいものと考えます。

現在、私たちになくてはならない生活の電気であります。

今後に向け、停電にならないよう強くなお一層の要望または要請を求めます。

それと、順調に送電されていれば何の問題もありませんが、このたびの台風は過去30年来の大型台風だとも言われております。

万が一の停電に備えて、発電機の補助事業があるのかどうかも、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 停電の関係について、お答えをいたします。

議員仰せのとおり、大雨あるいは大風の吹いたときには停電が生じるということであり、とりわけ、議員仰せのとおり、中足寄地区のあの場所というのはもう何回も停電が起こっている。

今回も停電になったときに、所長とも連絡を取って、とにかく搾乳できないともう牛がまいっちゃうのだという話もし、ここも早く復旧をしてくれと、こういうお願いもしてきましたし、それから、対策やっているときにも役場にも所長来ていただいたときに、今後また落ち着いたら正式にお願いに行くからと、そういうことのお話もさせていただいております。

議員仰せのとおり、もう既にことしの1月にも要請書も出しながらやったのですけれど、今回の台風踏まえての停電もありましたから、もう既に要請文なんかもう担当のほうでできあがっていますから、できるだけ速やかに要請に行きたいというふうに思っています。

これは、具体的な中身については、あの場

所は地権者の問題もあるということも含めてお聞きしていますから、より具体的に、議員も仰せのとおり、線路の位置変更といえますか、そんなことも含めて、場合によってはその区間だけでも地下埋設ということも含めて、本当に具体の対策をとっていただかないと本当にこの停電がまた長引いてしまうなんてことになったら、もう酪農家にとっては致命的なことにもつながりかねませんので、そんな対応をしっかりとやっていきたい。

場合によっては、お金がどれぐらいかかるかわかりませんが、場合によっては町が一定の負担ということもやぶさかではないということぐらいまで先方にお伝えしながら何とか対応をしていただきたいということをお強く申し入れをしたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

なお、発電機の関係はちょっとお待ちください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 各家庭用の発電機の補助事業のことを言っているのではないかなと思うのですが、今のところはそういう事業等についてはございません。

今後、ちょっと情報を収集しながらもっとどういようなものがあるのか調べてまいります。

そういうことで、今の段階ではないということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） 発電機のことにつきましては、これはやはりそんじょそこらにあるような家庭用の発電機ではどうにもならないということになるかと思うのです。

そうすれば、やっぱり何十キロという大きな発電機になるかと思うわけなので、ちょっとそれはまた調べてみていただきたいと思います。

また、次の質問をいたします。

ここで、これはこんな大きな災害の後に質

間をするのはいかなものかと考えるわけですが、あえてお尋ねをいたします。

このたびの大型台風被害に伴い、9月12日、それからきのうも地元紙によりますと、台風10号、激甚災害指定へとあります。7号、9号、11号を含め、防災相が意向をとあります。

これはまだ確定はしていないのだとは思いますが、足寄町において、国からこの激甚災害の指定を受けられる確率はどのくらいあるのか。

これは、当然前向きに進めてもらわなければならないのだと思います。

これは、受けられるのかどうなのかということですが。

足寄町の持ち出し予算というか、公共土木施設・農地の復旧事業等を大きく財政軽減されるものではないかと考えておるわけですが、この辺について、できる範囲内でよろしいですけれども、詳細にお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） まず、激甚災害の指定の関係であります。

若干の経過も含めて私のほうから大枠お答えをして、実際に指定になった場合にどの程度の箇所が想定されるのかという、ちょっとそれは担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、本来、激甚災害の指定というのは、例えば、今回台風四つ来たのですけれども、一つごとなのです。例えば、台風7号で足寄町どれぐらいの被害があったのですかと。

これは、雨の降水量の関係、それから被害額を含めて、通常はそうなのです。

今回については、荒川副知事が来たときに確認をさせていただいたのですけれども、我が町は台風7号で大きな被害を受けました。

その後、11号、9号、そして10号、そして最後は熱帯低気圧と。

農地でいきますと、台風7号でどんと農地やぶられたと。その後でどんどんまた来て増

破がされてしまったということなものですから、とにかく今回の北海道の考え方としては、台風10号だけなのですかということも含めて確認をしたところ、これは副知事は北海道としては7号からトータルしたことで国に対して要請をしていきたいという、まず回答をいただきました。

その後、自民党の幹事長室の副幹事長という方々の代議士の先生方が4名、そのほか地元の国会議員の先生方も一緒に来て北見のほうから入ってきて陸別で昼食、そこに私どもと、それから農協の担当者も含めて行って、いろいろお話をし要請をしたのは、二つそのときに要請をしました。

ともかく、我が町は台風7号だったけれども、十勝管内を含めてもう全体的に広がっているんで、ともかくまずは激甚の指定をしていただきたいということが一つと、もう一つは、ちょっと質問の中にはありませんけれども、農作物の被害の中で基本的に共済事業がありまして、共済に加入している作物もあるのですけれども、実は共済に入れない作物もあるのです。

実際に、我が町でどうなのと聞いたときには、長芋、それから人参、それからゴボウ、これは冠水でもう収量皆無というところでもあるのです。

実は、これ共済の対象品目になっていないものですから、もう共済金自体もない。すなわち、その作物の収入はゼロだということでもありますから、これは共済事業で何とかしろではなくて特別な何か措置で一定の支援というか、それを考えていただきたいということを、この2点を強く要請してきたところでございます。

なお、これまたちょっと質問から外れますけれども、現実問題として、我が町の被害、先ほど総額をお伝えしましたがけれども、実はもう転々として被害があらこちらで受けているのです。

大きなところは何カ所かあります。

これは、後から課長から答弁させていただ

きますけれども、これ例えば、螺湾なら螺湾地区でこれ以上の被害があれば激甚の指定で救うよと言ってくれればいいのですけれども、それはどうなるかというのはちょっとわからないのですけれども。

そこで、先日も農協の組合長とちょっとお話をして、激甚の指定になれば負担率が、補助率が增高されますから、負担率少なくなるのですけれども、しかし、そんな結果を待っているのはこれ復旧できない。

一番なのは、畑作の場合は輪作体系とっていますから、実は小麦の播種というのはもうそろそろ始まるのです。ですから、一刻も早く復旧しないと間に合わないということもありますから。

私の考えとしては、組合長ともお話しして、もう足寄町でもう激甚並みの対策をしましょうと、対応をしましょうということで、もう生産者負担が10パーセント、9割は町が持つと。

ただし、生産者10パーセントになるのはきついですから、生産者5パーセント、農協も金くださいと。平たく言って。5パーセント、農協も出してくれということで、きょう追加提案する予算が認められ、議決をいただければ、来週早々にも生産者を農協さんのほうで集めていただいて、そういう対策について、こんな対策を打つよということも含めて説明をし、一刻も早い復旧をしていきたいなと、こんなふうに考えているところでございます。

なお、大きくやられたところは、やるやるといっても問題は土の問題あるのです。がっばり持っていかれていますから。

この対応も、この機会でちょっと報告、了解いただければというふうに思っていますけれども、下のほうのがっばり持っていったところの土、確保はこれ困難ですから、町有林の一部を木があればぶっ倒してでもいいですから、もう火山灰を取って下地にはそこに入れると。

そして、問題は表土なのですけれども、表

土どうするかという問題はあるのですけれども、とにかくありとあらゆる方策をとって一刻も早い復旧に努めてまいりたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、参考までにもう一つ言っておきますと、災害査定を受けて激甚の指定を受けるに当たっては、実はちゃんとした設計書をつくらなければいけないのです。

そうしますと、コンサルに委託してつくりますが、御案内のとおり、日高山脈のすそ野ばらばらやられてしまっていますから、実はコンサル手空いているかというともう皆さん腹いっぱい勘弁してくれと、こういう状況もあるということなのです。

ですから、そんなことも含めて調整なんかをしていますと時間がかかってしまいますから、とりわけ議員の皆様方に御理解いただきたいというのは、もうとにかく足寄町独自の激甚だというぐらいの私は思っていますから、そんな方策で生産者10パーセントという形でまずは進めさせていただくと。

あと、町の財源どうするのだという心配もいただくわけでありまして、これは後ほどまた予算提案のときに説明をさせていただきますけれども、備考資金組合に積んでいる金をおろしまして、そして後から仮に財政措置がされるとしたら、財源の内訳を操作をさせていただきながら対応をしていきたいと、そういう強い決意でありますので、何とぞ御理解いただきたいというふうに思います。

なお、今のところ、一応、公共災、激甚になるとすれば、上げようと考えている箇所については箇所数含めて建設課長なり、あるいは経済課長から答弁をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） 今町長のほうから後段ありました、公共土木施設の災害の関係について、御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

現在、考えておりますのは、道路につきま

しては3路線4カ所を公共災害ということで申請を予定をしているところでございます。

その他、下水道の旭町のポンプ施設の2カ所、これについても公共災害ということで申請を予定をしているところでございます。

なお、激甚災害の関係につきましては、町長のほうからもお話があったとおり、足寄町が激甚の指定を受ける、いわゆる局部激甚の指定を受けるためには、査定額において町の標準の税収の50パーセント以上の被害査定額が必要だという被害額の条件等もございしますので、行政報告の中でも御説明したとおり、土木関係、下水道も含めたトータルの被害額がおおむね1億2,000万円程度、そのうち公共災害に該当するものが2,000万円程度しかないというのが実態でございしますので、当然、足寄町だけの公共土木施工の局部激甚指定は困難かなというほうに考えているところでございまして、現在、北海道一円の中で激甚指定に向けて、知事を先頭に強く働きかけをしているという状況でございしますので、私どもとしてはそこに期待をしたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 農業関係に伴う復旧事業に伴ってなのですけれども、まずは農地に対してなのですけれども、今回、農地決壊全体で14.5ヘクタールの被災を受けています。

それと、土砂堆積が72.5という被害を受けています。

そのうち、農地決壊については、大きく被災を受けているところ3.1ヘクタール、それと土砂堆積、これも14.5ヘクタール、これを公共災として今申請手続きを行っております。

今、今度の補助率の関係なのですけれども、農地の場合は一定率という仕組みになっております。

まずは、50パーセントが一定率になりま

す。

それから、今度、生産戸数だとか面積、被害額、これに対して動向していく割合が高くなってきます。

ですけれども、やっぱり農地の場合、施設と違って生産者の圃場の整備ということである程度条件的なものもあります。

うちのほうで今想定されている一定率の上限としては80パーセントなのかなと。

これが、今度、激甚、今各関係方面に働きかけて激甚災害、先ほど建設課長のほうからも話があったのですけれども、足寄町単独ではちょっと厳しいのかなと。

ただし、北海道が激甚指定されれば、これにまた補助率の加算にはなっていくだろうということを期待しております。

そうすると、90パーセントぐらいはいくだろうということを想定されております。

先ほど、町長が答弁いたしましたように、足寄町独自の激甚対応という予算の措置をしていただいた部分での、今後追加補正の中でも出てきますけれども、相当額の被害額ということで想定されております。

しかし、実は、きのう農協ともちょっと打ち合わせさせていただいた結果をちょっと報告させていただきますけれども、実は、秋蒔き小麦、これが被害相当額に対して25ヘクタールほど今あります。

そこには、決壊、土砂堆積というふうな圃場があります。

ですけれども、やっぱり大きいところについては河川からの決壊が被災原因の一つの事象になります。

そうすると、河川の護岸を必要とする部分についてはどうしてもやっぱり早期復旧は厳しいのかなということ、やっぱり護岸をしていただかなければ復旧もちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

その中で、今農協の方で秋蒔き小麦ができる作付け生産者、今聞き取りをしている最中です。

先行して一日も早く復旧ができる体制を整

えたいということで、きのう打ち合わせをしてきょうから時間の許す限り20生産者の38圃場、これの聞き取りをしております。本当にできないところもあれば、早期にできる方、その聞き取りを行っているのが今直近の情報であります。

あと、個々に先ほど町長が言ったように、一度来週後半になるかもしれませんが、生産者との打ち合わせ、説明会等を開催する予定で進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） それでは、質問をいたします。

ただいま、町長のほうからも、それからまた経済課、そしてまた建設課のほうからも力強い御意見をいただきました。

そこで、ちょっと心配だなというようなちょっとそんな気がしたわけなのだけれども、これは激甚災害という形の中で進んでいく。

そうなれば、激甚災害はいつになるのかなということがちょっとわからないのだと思うけれど、これは足寄は足寄で独自で進んでいくと、それについては金もかかるということになるかと思うのだけれども、後からこれはムードといったらちょっと怒られるのかもしれないけれども、ある程度、ほかのほうも激甚災害で相当の被害があるということになれば、今度足寄町も簡単に入っていくのかなという気がするわけなのだけれども。

これ、先行して畑でも何でも直していくということになって、後から激甚災害の指定を受けたということになったときには、その先行して直した部分についても予算付けをして何というか国から補助が出るのかどうか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 原則でいきますと、北海道全体が激甚の指定を受けたと、そうすると、今度、その現場ごとに設計書を組

んで査定を受けてということになります。

それを待ってられないというふうに私は思っているのです。

ただ、早急に復旧できないところもありますから、それは少し時間かかってでもそれには乗せていこうと思っております。

それは、先ほど、両課長がお答えした箇所、これも査定がいつになるのかも含めて状況を見ながら、もっと言えば設計書を組まなければいけないわけですから、これ例えばコンサルも含めてそういう手配もできるかどうかということも含めてありますし。

もっと言えば、先ほど、ある意味乱暴な言い方をしていますが、通常、工事の発注をする場合については契約の入札行為も必要ですけれども、極端な言い方をすればそんなことまではやられていないと、極端なことを言えば、業者さん探すのも大変なのです。

ですから、もうまずは町内業者で空いている業者はどこどこあるのだと建協さんと打ち合わせさせていただいているのですけれども、空いているところからもう逐次随契みたいな形で走らざるを得ないというふうに思っています。

財源のことを言いましたけれども、これは当然、公共災に乗ればその補助率でお金が来ると。でも、僕はそこは余り期待はできないと僕は思っているのです。

あとは、交付税なり特別交付税のところ、これはもうどう判断していただけるかなと、こんな思いをしています。

被害の状況からいきますと、うちは7号でいって後から増破をされているという状況でありますけれども、少なくとも十勝管内でいきますと、新得、清水、もっと言えば芽室、もっと言えば大樹もそうかもしれませんけれども、もう全然私どもの町の比ではないというふうに思っております。

そんなことも含めて、幸いにして、うちは先ほどもお答えしたとおり、備考資金、災害のためにお金を積んでというのがありますか

ら、これはもう先取りをして崩してやる。

後から国なり道から、道は余りないかもしれませんが、そういう支援があるのであれば、ありがたく頂戴をするという、そんな考え方で進んでいきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいなというふうに思っています。

それともう一つ、この間、いろいろ各政党の先生方が来てくれて、査定を待っているのは復旧はなかなかいかないと。

査定前着工という制度もあるのです。

このことも随分言われましたから、実際にそれでもういこうかということでも考えましたが、実はこれも実はもう本当に災害査定に準じたような設計書を組まなければならないということなのです。それがわかってきました。

そうすると、事実上は査定前着工というのは、これは現実には不可能だということに判断しているということも申し添えておきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） わかりました。

ある程度、私のほうも心配していたわけなのですけれども、説明を受けた形の中で、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終えます。

ここで、10分間休憩をいたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

6番前田秀夫君。

（6番前田秀夫君 登壇）

○6番（前田秀夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一般通告書に基づいて質問を行います。

件名としまして、河川災害防止と安全安心への対策と地域経済について。

この春、6月期の長雨と8月の複数台風の本道横断をした現況被害と、さらに予測される今後の台風の本土の上陸を鑑みて、我が町の河川改修による被災防止状況は、十勝川水系水防組織による河川整備事業促進が相当おくれ、今期の被害は河川氾濫による人家への被害と営農地、道路、林地などなどと土砂崩れ等は山間地各班への相当量被害の発生を誘発させてきております。

こうした過去数度の被害に加え、今期の台風による河川沿線住民の不安度が増しており、被害地等の復旧と現在被害調査集約中と思われる被害状況と同時に、あらゆる角度からの検証と河川整備施策の樹立が急務と考えますが、人命と基幹産業のダメージを見て関連産業を含めた地域産業への影響を含め、以下の事項について町長の基本的所見をお伺いしたい。

一つ、釧路地方气象台と本町の水位観測所による雨量と年平均の雨量データについて。

二つ、平成15年度以来、本土上陸の台風時のわが町の雨量データについて。

三つ、過去に天災は予測外としてきたが、地域温暖化以来、世界の気象観測と情報は一定の予測可能な現在において、地域流域での川上・川下実態からする防災対策について。

四つ、河川災害の本日の観点から利別川、足寄川合流地点一定範囲の堤防柵の高さを含めた工事促進について。

五つ、本町での最重要事業とした河川改修は、被害から流水をなめらからにするものであり、水量から氾濫を防ぐものであり、過去事例と今季台風、大雨被害で不具合の調査対策及び検討状況について。

六つ、今季の台風被害全般は調査中と思うが、近年の読み取り困難な降雨と急速な森林伐採による今季台風での山のゆるみが生じているが、町有林、民有林の山のずりと水源林調査現況について。

農地・農作物被害を含めた北海道の激甚災害認定申請にかかわる本町の考え方について。

八つ、足寄川は、国、北海道で直接関与しない河川と思うが、被害を含めた調査データによる取り入れた対策について。

九つ、足寄川と利別川の中流地点問題は、仙美里ダム問題と絡めてどう対応していくのかの方向性について。

次に、直近台風の大きな被害、平成15年台風被害に遭ったことを振り返り、どのような諸対策指針を描くのか、また農地・農産物の生産力と個々の保全、木材生産力は劣化が増すと考えているが、そこへの手だて案と、その事案をどこに強く働きかけ主体的な我が町の地域経済と水防被害総合対策への緊急の所見を伺いたい。

以上ですが、これまでの8番議員さん、それから4番議員さんの回答で大半のところは私としても理解をし、次からの再質問の許可が出れば、そのところは私のほうできちんと整理をしながらかぶさらないところの質問をしていきたいというように思っていますので、議長の配慮をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 前田議員の河川災害防止と安全安心への対策と地域経済についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本町の降水量につきましては、町内には気象庁の観測所地点が市街地と柏倉及び上螺湾の3カ所にあり、過去10年のそれぞれの地点の年平均降水量は市街地が822ミリ、柏倉1,022ミリ、上螺湾873ミリであります。

昨年度、平成27年度の降水量は市街地で760ミリ、柏倉890ミリ、上螺湾806ミリであります。

2点目の台風時の雨量データでございますが、平成15年以降、本町に被害を及ぼした台風は5件ございました。

まずは、平成15年の台風10号のときの降水量は、足寄市街地で累計186ミリ、柏倉で214ミリ、上螺湾で156ミリでし

た。

次に、平成16年の台風18号では、柏倉で26ミリでした。

次に、平成17年の台風14号では、足寄町市街地で108ミリ、柏倉で140ミリ、上螺湾で82ミリでした。

次に、平成25年の台風26号では、足寄町市街地52ミリ、柏倉56ミリ、上螺湾53ミリでした。

次に、平成27年の台風23号では、足寄町市街地20ミリ、柏倉33ミリ、上螺湾22ミリでした。

3点目及び4点目の防災対策及び堤防の高さにつきましては、河川管理者に、より多量の降水量に耐えうる河川改修を要望してまいりたいと考えております。

5点目の過去と今回の浸水害の調査及び検討は、9月中に町と国と北海道及び電源開発の4者による意見交換の場が設置される予定であり、この中で足寄町内の浸水被害の要因について話し合うこととされておりますので、この中で調査及び検討がなされる予定であります。

6点目の台風による町有林と民有林の山のずりについては、町有林、民有林の一部急傾斜地で土砂及び立木が下流に流失している箇所があります。

特に、稲牛及び螺湾地区では、道路等を埋める被害も発生しており、現在はその復旧を進めております。

水道施設に関する水源調査につきましては、湧水もしくは伏流水の山を水源とする施設は、町が管理する21施設のうちに12施設あり、台風などの通過後に担当職員に目視による現地調査を実施させましたが、いずれの水源地も異常なしとの報告を受けていることとございます。

なお、水源地には異常はありませんでしたが、水源地から浄水場へ通ずる導水管路が道路等の地すべりの影響を受け、2カ所の漏水を確認しましたが、既に仮復旧をしております。

7点目については、激甚災害認定に向け、関係各方面に強く働きかけているところですが、早急に農地復旧を目指すため、公共災害の申請及び町単独による復旧工事請負費の補正予算を今議会に提案させていただいているところでございます。

8点目につきましては、足寄川は北海道が管理する河川であります。

水位の情報につきましては、国土交通省のホームページのほか、北海道帯広建設管理部足寄出張所からデータの提供をいただいていたほか、現地に職員や消防団員を配置して監視を行い、適時の土のう積みや避難情報発令に務めてまいりました。

9点目の仙美里ダムの問題につきましては、9月中に意見交換の場が設置をされる予定でございます。

この中で、原因あるいは今後のダムの運用の関係等々につきましては協議をさせていただきたいと考えております。

次に、10点目の諸対策指針につきましては、多量の降水量に耐えうる町民が安心して暮らせる安全な堤防の建設が挙げられます。

農地農産物の生産力については、暗渠排水施工による生産性の向上と農作業の効率化が図られることと今後の農業農村整備事業による総合的整備を進めてまいりたいと考えております。

国土保全として、農業関係については現在各集落での取り組みをしております、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等において、畑の持っている多面的機能及び農業用施設の維持管理等の施策を行っております。

木材生産力の劣化について、過去の台風被害に関する林業の諸対策としては、被害森林の早期復旧を実施しており、引き続き適切な森林施業を実施することで諸災害に強い森林の造成に務めております。

また、今回の台風で土石及び立木が流失した箇所については、北海道等の関係機関と協議する中、植栽事業を実施し木材生産力の復

元に務めてまいります。

山林の崩壊で立木がなくなった箇所については、北海道等の関係機関と協議する中、必要箇所については植栽事業を実施し、健全な森林の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、前田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） ただいまの町長の御答弁、さらには先ほども申し上げましたとおり、これまでのお二方の議員の御回答を含めまして相対的にはしっかりと理解をさせていただきました。

それで、再質問考えてきたわけでありすけれども、かぶさらないところだけ少し掘り下げてお尋ねをしていきたいと思っております。

私の一つは、河川改修あるいはそれに類した足寄町を経由した河川の防災の計画につきましては、足寄川はたしか共励橋からずっと上のほう、上利別に向けて何年前から護岸工事がされているというふうに私は思っていますので、それ以外に、先ほどから御回答がありましたけれども、急がれるのはやっぱり重複するかもしれませんけれども、利別川を含めたやはり川の底の掘削配慮と、やはりこれまでの長い間の経過年で8番議員のときの回答もありましたように、昭和37年からのお話が町長からなされて私もずっと思い出してきたわけでありす。

重複がありますから、同項は避けますけれども、いずれにしても現状を変えていかなければ、これまで歴史的にゆるんできた山、田畑あるいは住宅地等に耐えきる、やはり強度な堤防柵の再構築と、とりわけ問題視されている足寄川の水防というものの計画の見直しをきちんと求めていくという話がありましたので、理解はしますけれども、ここは一番のところでありすから、回答はいりませんけ

れども、早急にいわゆる北海道開発局の水防ばかりではございませんけれども、林道とかさまざまな道民の暮らしに、あるいは地域に即した計画をそこで策定しておりまして、今回の川の問題でいきますと、直接的には足寄出張所のところの事業計画も昨年度見直されております。

私が申し上げたいのは、今期も先ほど来、双方の話がありましたような状態をやはり再度やっぱり今期の被害、あるいは今後もあるであろう想定される台風等々の手だてとして早急に現状の水防計画の見直しを早急に求めていていただきたいということでもありますけれども、いま一度コンパクトに御回答いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしているとおり、もう北海道としても副知事を先頭に問題点は認識をいただいているということでもありますから、まずは河床の掘り下げ、中洲の撤去、それから今回越水した箇所、ともかく至急、本当は根本的な河川改修をしていただきたいのですけれども、これは予算との関係もありますから、ともかく越水した箇所の、いわゆる堤防の低い箇所のかさ上げについて、この2点について強力に要請していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） 理解をしております。

あとは、次に、今期ばかりではございませんでしょうからこれも含めて、とりわけ今期につきまして、役場、町長をリーダーにしながら庁舎を挙げて職員の不眠不休の被害地調査、緊急道路災害復旧に心から敬意を表したいと思います。

それで、私がかぶさらない程度で農地、農作物のことでは御回答が出ておりますので、そういったところで、放牧牛畜産牛含めての2次被害、今のやり取りの中で一定程度、よりわかりましたけれども、それを踏まえてど

う対応してきたということと、保健衛生などの観点から今後さらにどう進めていくのか、その対策について、あればお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 農業関係の案件ですか、今のは。

違いますね。

もう一度質問してください。

○6番（前田秀夫君） わかりました。

そこら辺の農地、農業の関係は理解はりました。今までのやり取りで。

ただ、放牧牛を含めた畜産牛の。

要するに、今の状態に対する保健衛生などのこれからの対応の仕方についてお聞きをしたいということの後段のみであります。

○議長（吉田敏男君） 畜産経営でしょう、今言っているのは。

○6番（前田秀夫君） 放牧牛とですね、それから乳牛の一定程度病気発生ということも聞いておりますから、そこへの保健衛生の観点からどういう手だてをしていくのかということがございましたら、お聞きをしたいと。

簡単なことでございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） まず、先ほども停電による影響で家畜に伴う影響が出たというふうな形の中での御答弁をさせていただく形なのですが、いわゆる停電によって牛の疾病等が発生している部分、これについては農協、農済含めて適宜に対処をしているというふうな話を聞いております。

一部、通常消毒だとかそういったことを行っておりますので、被災後も通常の衛生管理は継続して行っているということで認識をしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） わかりました。

次に、先ほど来、森林関係、現況を含めて御回答あり、理解はしましたけれども、近年早い相当量のスピードで森林伐採で森林機能がかなり低下をしているということで、先ほ

どもう既に水源地のことは聞きまして理解はしましたけれども、一部私の調査して聞いた範囲では山の急斜面のところの水源地というのが今後も何というのですか、普通に水を運ばない状況が生まれるのではないかと。

それは、私の箇所違いかもしれませんが、老人憩いの家の向かいの山の上に、あそこところが非常に心配されているということがありましたけれども、そのようなことはないのか、あるいは目視をしてきて安全であるということなのか、もう一度お聞きをしたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

町長からも御答弁をさせていただきましたけれども、町が管理をしております、上水道、簡易水道、それから営農用水、21カ所あるわけでございますけれども、そのうちのいわゆる湧水、伏流水からの水源地の崩落等については現時点、確認をしてございません。

それから、場合によっては、町が管理をする水道以外に、個人の方が独自に御自分の山等から水源を求めて引かれている水道等も相当数あるふうに聞いておりますので、もしかしますと、そういう個人の方が管理されている水源の箇所が、議員のおっしゃる箇所に該当するのかなという気もいたしますけれども、その場所については町のほうでちょっと掌握してございませんし、現時点、個人の方からその水源に対する対応等の御相談も受けておりませんので。

仮に、御相談あれば、私どものほうも積極的に相談には乗ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） 水源地の関係につきましては、今までの議員さん、それから理事者、町長の御回答で私に対しての御回答で理解はしました。

次に、先ほど来の激甚災害の関連でありますけれども、これもかぶさりがありますので、かぶさらない部分。

一昨日の道新で、松本防災省が要するに方向付けのみについて発表されましたけれども、私が聞きたいのは、そういう状況は理解しまして、先ほど来、力強い町長の御回答で町としても2次災害並みのことも辞さない、大変安堵感を持っておりますけれども、今後のこともございますので、そこはそことして理解として押さえますが。

かかわる激甚災害でもう一つ、被害者生活再建支援制度、ここは我が町としてはどういったときに当てはまるのか、おわかりになるのであれば、お考え方をお聞きしたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

実は、台風10号につきましては、北海道のほうで災害救助法というのを指定を受けております。

ところが、台風7号、11号につきましては、規模が小さいということで北海道といたしまして災害救助法の指定は受けておりません。

そういう関係で、災害援助関係の適用は対象外でございます。

また、仮に町の規模に比べましてこの被害戸数49戸というのは、まだ、例えば、南富良野さんですとか清水さんですとか、そういったものの被害の状況に比べては少し小さいといえますか、町の財政規模に比べて小さい被害であったという部分もあって、災害救助法に類するような制度の適用は難しいものと理解しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） わかりました。

今回のやつは充当しないということでありませぬ。わかりました。

次に、あと2、3点お伺いをしたいと思います。

過去にどのような台風、大雨が飛来をして、そのことは冒頭の8番議員さんに対して町長のほうから37年以降、平成に至るまでの歴年の被害状況がありましたので、理解をしました。

そういった中で、私もとりわけ利別川と足寄川の合流地点、これ平成15年の台風を踏まえて、あるいはそれ以来の台風の飛来を含めて、私も具体的に北海道開発局の防水・防災計画をつぶさに勉強をして、25年の第2回定例会で質問をして、ここに会議録があります。

これをやると相当長くなりますし、質問書以外になるのかとも思う部分もありますので、最後のまとめとして、そういったことを町長の御回答もここに書いてありますけれども、そこはそことして、最後にまとめとして、かぶさを避けて、先ほども申し上げましたように、営農地ばかりのみならずかなり資源や、それから食糧物を生産する、いわゆる個々となる畑、山は相当表土の流失とか等も加えて劣化をしてきているということと私は思っておりますし、その旨の御回答もありました。

対策の御回答もありました。

そこで、最後のまとめでありますけれども、そのいわゆる合流地点のところは、本当に先人がいわゆる耕して、そして都市計画でいろいろな町とも対応をしながら沿線の住宅地を築いてきたという歴史が、ことがあろうかと思えます。

そこで、いろいろ申し上げたかったわけがありますけれども、3番目ということにかぶさりもありまして避けますけれども、いずれにしても、町長の御回答として先ほど来、いわゆる堤防なり川底なり、そのことにつきましてはしっかり現状を含めて対応をしているという話でありますから。

私はなぜ今回の質問上において歴年のいわゆる雨量と年平均の量あるいは台風時の雨量ということを上げたのは、いわゆる15年のときでさえ私も避難した一人であります

けれども、ああいった状況が足寄川の沿線のあと何名かが浸水にも遭っているということから、かれこれ25年でありますから、まだ3年ちょい経っておりますけれども、いわゆるその水量データと歴年の被害、実態が相当量かぶさってきているという現状を、先ほど、町長が御回答ありましたような、いわゆる活込ダムの管理者である電源開発なり、あるいはそれ以外、水防あるいは各班の被害に対する関係機関への強い要請のポイント的な話もありましたので、重複回答はいただかなくても結構でありますけれども、そういったところをぜひに、そこら辺のところをしっかりと現状を相手側にわかっていただけるような策を凝らした働きかけ、あるいは各級議員へのさらなる要請を心からお願い申し上げて、仙美里ダム問題あるいは合流地点の問題含めてそこら辺からめてということによっていただきたいということをお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これで、6番前田秀夫君の一般質問を終えます。

次に9番高橋健一君。

（9番高橋健一君 登壇）

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

ほかの議員さんとの重複、かぶっている部分は割愛をして先に一般質問を進めたいと思います。

質問事項は、台風7号、11号によって引き起こされた災害の実情と今後の防災対策について。

（1）町長は、今回の水害の原因の一つに、仙美里ダムの放流拒否を挙げていましたが、この電源開発の対応に対しての町長のコメントをお聞かせ願いたい。

これは、前の議員さんとかぶっております。

（2）被災された住民の方々について。

①今現在、旭町地区で被災された方々はもと通りの生活ができていますかをお伺いした

い。

②住民説明会、聞き取り調査等、被災者との対話を行ってきたいと思いますが、町の支援策についての被災者の理解を得ることができているかをお伺いしたい。

(3) 今回の台風で床上浸水の被害を受けたグループホームうらら花について。

①岩手県の岩泉町の高齢者グループホームらんらんでは、9人の犠牲者が出てしまいました。これとほぼ同じような状況で、うららかは全員無事に避難させることができました。この差はどこにあったのかをお伺いしたい。

②その後のうららかの利用者さんたちの消息を教えてください。

(4) 災害ボランティアについて、次のことをお伺いしたい。

①今回の台風で浸水被害を受けた旭町地区では、どのような人が何人ぐらいボランティア活動に従事していたか。

②このボランティア活動に対して、適切な対応ができたか。

③緊急の災害に対して、どのようにボランティアを募り、どのようにスムーズにボランティア活動を進めていくか。

(5) 台風の被害は旭町地区だけでなく全長に広がっています。なかなか先が見えない中、町はどのような防災対策を打ち出し、町民はどのような心構えでこの難局に対処したらよいか、町長の見解をお伺いしたい。

どうぞよろしくお願いします。

○議長(吉田敏男君) ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

若干事務局のほうの手違いがございまして、(5)番のところ質問者に、執行側に届いていないということでございました。

この関係については、かぶるところもだぶるところもありますので、再質疑の中でお話

をしていただきたいと存じます。

それでは、町長、答弁。

○町長(安久津勝彦君) 高橋健一議員の台風7号、11号によって引き起こされた災害の実情と、今後の防災対策についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の仙美里ダムの件につきましては、上流部で堤防を越えるほどの水位となっていて、下流部に影響がなければ放流量をふやすことにより、上流部の河川の氾濫を防ぐことができたのではないかと、また、そうすることが必要であったと考えているところでございます。

先ほど来からの御質問に答えているとおり、電発さんからの回答は、ダムの貯水池の水位を下げて合流地点あるいは上流の水位の高さは関係ないのだと、こういう回答であります。

私は、その辺素人でありませけれども、いまだに納得はできておりません。

今後の中でどういう形でその確認をしていくのかということは、引き続きまた検討をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、2点目の①旭町地区の被災された方々の生活でございますが、床上浸水、床下浸水合わせて49軒が被災してしまいましたが、御本人の御努力、ボランティアの方々の助けなど、あるいは町により清掃、消毒、ごみ処理が行われ、多数の方が自宅に戻られています。仮住まいをしながら改修を行っている方もいらっしゃいます。

また、罹災者相談室が受けた相談によりますと、町外への転居、町内での転居も相当数いらっしゃるのも事実であります。

いずれにいたしましても、被災した方々がもと通りの暮らしを取り戻せるよう町といたしましてもお力になりたいと考えているところでございます。

2点目の町の支援策についての被災者の理解でございますが、おおむね御理解いただけているものと考えているところでございま

す。

次に、3点目のグループホームうらら花、岩手県岩泉町で被災した高齢者グループホームとの差でございますが、岩手県の事情は報道で見る限りしかわかりませんが、避難準備情報が出されたにもかかわらず避難をしなかったようです。

うらら花では、町の避難勧告発令とあわせて福祉課による呼びかけを行った結果、速やかに避難をしていただけました。

3点目の床上浸水した認知症対応型グループホームうらら花の利用者さんたちの消息についての御質問ですが、被災当時うらら花には9名の利用者が入居されておりました。

被災後は、グループホームを運営しているNPO法人ママサポートえぷろんが旭町1丁目に開設している共生型自立支援ハウスにおいて一時的避難を継続している状況となっております。

避難先の共生型自立支援ハウスにも入居者があり、グループホーム利用者全員を同施設で受け入れることが難しかったため、介護度が高く特別養護老人ホームへの入所が適切と思われるグループホーム利用者2名を足寄町立特別養護老人ホームでのショートステイ利用に移行したほか、現在入院中の1名も退院後には特別養護老人ホームのショートステイに移行予定となっております。

NPO及び本人や家族の不安をできるだけ解消するために受け入れ施設の調整等、必要な支援を迅速に行っているところでございます。

残り6名のうらら花の利用者につきましては、共生型自立支援ハウスにおいて当分の間、グループホームとしてのサービスを提供していく予定であります。

現在、グループホーム利用者及び共生型自立支援ハウス入居者の生活環境の整備や他サービスへの移行等についてNPOとともに検討を進めておりますが、床上浸水したうらら花建物の復旧やサービス提供の再開に向け、足寄町としても国や北海道の協力を仰ぎ

ながら全面的な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

4点目の旭町地区における災害ボランティアの人数の御質問ですが、町内外の建設業者、商工業者、陸上自衛隊足寄弾薬支処等の10以上の団体、さらに個人参加の方など、延べ約100名の御参加をいただきました。

二つ目の適切な対応ができたかとの御質問ですが、被災翌日の8月19日からごみ片づけや清掃等のボランティアの申し出を受け、ボランティア支援を希望された全ての家庭を対象に、泥洗浄やごみ排出等の作業を8月30日まで行っていただくことができ、ボランティアをされた方々の細かな配慮もあって、町の対応は及第点をいただけるものと考えているところでございます。

特に、陸上自衛隊足寄弾薬支処の皆様には、自衛隊ならではの機動力により、大雨時の土のう積みのほか、ごみ排出・改修、泥洗浄等の作業を延べ6日行っていただきました。このことに、この場をおかりして厚くお礼申し上げる次第でございます。

次に、災害時にどのようなボランティアを募り、どのようにスムーズにボランティア発動を進めていくかの御質問ですが、被災状況、現場ニーズ、天候等を勘案しながらボランティア募集の時期や規模を判断する必要があり、災害規模が大きい場合はホームページでのボランティア募集、ボランティア受け付け、作業場所の割り振り等が必要となり、北海道社会福祉協議会へのボランティア・コーディネーターの派遣要請等、社会福祉協議会との緊密な連携が必要になるものと考えております。

今後におきましては、このような災害が発生しないよう防災・減災対策の充実を図ることを最優先で進めてまいります。今般の十勝管内における甚大な被災状況や、他町でのボランティア活用のあり方等を参考に、本町におけるスムーズなボランティアの受け入れ等について、足寄町社会福祉協議会とともに調査、検討を進めてまいりますので、御理解

のほどをよろしく願いをいたします。

以上、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 最初の仙美里ダムの合流事件につきましては、先般の議員さんの質問にもありまして、かぶっていますので。

ただ一つ苦言を呈したいと思うのは、実はこれ電源開発株式会社が町内に配った回覧だと思うのですよね。

そうすると、湾の水の増水に注意しましょうと、ダムから水を流すとき、いわゆる放水のときはサイレンが鳴るから、危険だから近づかないでくれという、そういう内容であります。

マニュアルができていますよね。

マニュアルができていますのだけれども、ちゃんとした実地訓練がなされていない。

もうあそこは下流は改修工事もできてたっぷり水をためておく場所があるはずなのですよね。

全然災害に対するそういう準備というものが全くなされていないのではないかと、非常にこれは絵に描いたもちでむなしいリーフレットだと思って、私これ保管してあったのですけれども。

やはり、電源開発さん、またはダムの関係者にはやっぱりきっちりとした責任を果たしてもらいたいと、そういうふうに思っています。

今回、何か話し合いが持たれるそうなので、非常に楽しみにしています。

町長、負けないで頑張ってください。

次に移りたいと思いますけれども、次は、被災された住民の方々に対するケアということなのですけれども、支援策については大体被災者さんの理解を得たのではないかと。

金額について、私もよくわからないのですけれども、町としては少し頑張ったのかなという気もしますけれども。

やはり、被災者にとっては莫大な損害を受けているわけですから、見舞金はあるに超したことはないのではないかと思いますけれども、やはり最終的にはアフターケアというか心のケアですね。被災者の心に寄り添った、そういうケアをよろしく願いしたいと思っております。

それから、私も自分で考えてみたのです。

足寄の町民として、被災者のために何ができるのかと考えたときに、やはり被災者に対する応援義援金といいますか、いわゆる足寄町民が直接被災者に渡せるようなそういうシステムができないのだろうか。

これは、社会福祉協議会さんの仕事かなと思ひまして、少し社協の関係者の方にお話を伺ったら、社協ではもう既に義援金は足寄町に差し上げましたよと、先週ですか、話でした。

だけれども、やっぱり足寄町民の義援金がそのまま被災者にわたるといふ、そういうことを提案される方も何人もいましたということです。

この前の新聞記事で、義援金募集、これ新得で町でやっていますよね。町で受け付けています。新得町災害対策本部で義援金を受け付けているということです。

足寄町も何といいますか、町民の町民による町民のための、その義援金制度というものを考えていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 町民の町民による町民のための義援金ということでお話をいただきました。

いろいろな形で今回の災害に対する見舞金ということで町外の方からも足寄町の惨状をテレビ等で見て何かの足しにということでお見舞金等もいただいているところでございます。

ただ、町民に対する義援金制度というのは今のところ足寄町にはございませんで、そういった部分、今後の災害の中でそういうこと

もやはり必要になってくるかもしれませんので、今後の部分で検討させていただきたいなと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 早急にというのは難しいかもしれませんが、今後ともこういう制度を取り入れていていただきたいと思っています。

私も義援金を集めるのに街頭に立つことにやぶさかではありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

次は、三つ目であります。

三つ目は、被害を受けたグループホームから花さんの話なのですが、私、前回の一般質問でうらら花さんを取り上げています。

非常に高齢者にやさしい評判のいいグループホームで、電話をして尋ねたら、待機者が10人以上、20人近くいるということで、すばらしいなど、これは私も認知症になっただけひお世話になりたいと思っていた矢先のできごとで青天のへきれきといいますか、びっくりぼんでした。

何とか再建の道はないのかと思っていますけれども、何か悪いことというのは重なるもので、このグループホームうらら花さんの経営母体でありますNPO法人のママサポートえぷろんさんの理事長さん宅が床上浸水を受けてしまったと、さらにまた追い打ちをかけるように30日の台風で、岩手県の岩泉町ですか、高齢者グループホームのらんらんさんが9名犠牲者を出してしまったということです。

状況、非常に似ているのですよね。

いわゆる認知症の方の高齢者のグループホームですし、それから入所者も9人ですよ。平屋で。

何がその生死を分けたのかというと、やはり町の皆様一所懸命がんばられた、またうらら花の職員さんも一所懸命危機管理ができていたということですからけれども、きちんと避難ができたということですね。非常にスムーズ

に避難ができたということです。

それから、もう一つは、これはラッキーだったのかもしれませんが、デッドラインを少し下回ったと。

デッドライン、2メートルとかわかりませんけれども、1メートルぐらいで済んだということですよ。

本当にぎりぎりの状況だったのではないかと、そういうふうには思っています。

このような状況で、さあ高齢者のうらら花さん再建できるのか、今のあの場所でやはりやるということになると、もう物すごいトラウマになっていてできないのではないかと。

やはり、ここは町も少し後押しをして、私も含めて本当に足寄町の高齢者にとっては非常になくはならない、そういう施設だと思っていますので、何とか後押しして再建の道を何とかつくり上げていただきたいなど、そういうふうには思っている次第です。

それから、もう一つあるのです。

確かに、うらら花さんの利用者さんたちは今本丸といいますかNPOのママサポートさんのところにちゃんと何ですか、收容されている状態なのですが、しかしその後があるのです。

その高齢者の人たちがそこへ入ることによって、障害者の方にしわ寄せが来ているのです。

いわゆる、ここにぼのぼのというのがありまして、これは高齢者と障害者が一緒に暮らしている場なのですけれども、玉突き状態といいますか、3人の障害者の方が退去を余儀なくされている。

今は町営住宅一つをシェアして暮らしているということなのですけれども、私はこういう障害者の人たちがいわゆるしわ寄せではなくて幸せになってもらいたいと、そういうふうには思っているのです。

これは、福祉課の役目ですかね、ぜひ心のケアというのをぜひお願いしたいと思います。

ここでは二つ、2点です。うらら花さんの

再建についてと、障害者のための心のケア、この二つについてお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長です。答弁させていただきます。

うらら花につきましては、スムーズな避難というのはうちのほうからもあらかじめ避難準備情報の段階から積極的に何かのときのための準備ということで情報を伝えていまして、実際のところ、避難勧告が出る段階で役場の職員が、福祉課の職員が行きますよと言ったのですが、外部の方が来るよりも自分たちゆっくり避難したほうがいいということで御自分で判断されて本当に早く避難勧告が出た段階でスムーズに姉妹施設であるうらら花のほうに入られたということでございます。

それで、高橋議員さんも言われているように、もともとぼのぼのという共生型支援ハウスのところに9名の方がいて、そこにグループホームの方9人が避難をしてきたということで定員超過になっていると。

それで、これらの対応を短期的なものと中長期的なもので2段階に分けて考えなくてはいけないということで、まず短期的な部分でいえばもともと9人しかいなかったところで日帰りのデイサービスの施設があって、そこで新たなグループホームから逃げられた方をどのようにまず緊急避難的に過ごしていただくかということで、高橋議員さんの言われているとおり、もともとのぼのぼのにいる共生型の方は5人は自立度が低いのでそのままいていただいて、自立度が高い方、自分たちでどうにか生活できる方というのが町のほうで公営住宅を用意して旭町のほうに仮住まいをしていただいていると。

もう一人の方は、むすびれっじの長屋のほうで支援をしていただいて住んでいるということで、9人のうち4人の方が玉突きという言葉がよいのかどうかそっちのほうへ行って、今現在はもともとの5人の方と、グルー

プホームの方9人だったのですけれども、9人のうち一般質問の答弁にもございますように3人の方のうち2人が足寄町特別養護老人ホームの短期入所、もう1人の方は国保病院に医療的な加護、治療が必要ということで今一時入っていますので、6人のもとの方と6人のグループホームの方がいて、今現在12人が住まわれていると。

ここでちょっと余談になりますけれども、これでグループホームとしての介護サービスの基準どおりのサービスを受けているかということでございますが、ママサポートえぶろんの取り組みにより旭町の被災したときの環境と同様な形でケアをしていますということで、今現在6人の方ともとの6人の方はそれなりにいい環境で問題なくやっていますという御報告は受けております。

そこで、その介護サービスとしての報酬なり基準なりレベル的に介護保険の適用になるかという部分で、十勝総合振興局社会福祉課に問い合わせをしたところ、災害時のこのような緊急避難的なサービスにあっては可能な限りサービスを続けていただくということで基準どおりの例えば居室の面積がなかったり定員オーバーであってもサービスが充足していれば、普通どおりの報酬をいただいて介護保険でのサービスというのは何の問題もなく続けていいですというふうにお話をいただいていますので、まず当面の部分はこのような形でやっていく考えです。

結局、今一つの屋根の下で過ごしていますので、それが新たな建物だったり違う施設へ移らなくてはいけないのですが、被災したすぐの段階では、理事長のほうはやはり高橋議員いわれているように精神的なダメージがかなりあってもう私ちょっと難しいかなという話で、今いる方々をどういうふうに次のところに行っていただくかということをやっと町とも相談してくれと言われたところなのですが。

これまでも御説明するように、グループホームが社会福祉協議会でも9床ございまし

て、今回被災したところでも9床、これでも足りないぐらいだと、まだまだ町としては整備しなくてはいけないというところに、今その9人の住まいがなくなったということで、町としては何としても現状を最低でも維持したいと。

今後でいえば、来年、再来年でいえばもっとふやさなくてはならないようなところということで、グループホームの方々、また関係する福祉関係者の方と話ししたところ、やはり何とかしてでも維持してほしいということになりまして、それもやはり町がやるとかほかの事業者がやるというより、評判のいいママサポートえぷろんさんに引き続きやっていただけるような方法ということで、ダメージがある中でも何かいい方法はないかということで相談をしていたところで。

今現在、とりあえずは中期的な部分でいいますと、被災を受けたうらら花の床上浸水した部分で床下なり床なり壁なりを町の支援で直して、ぼのぼのにいた共生型自立支援のある程度自立度が高い方を一度被災されたうらら花のほうに住んでいただいて、グループホームで住んでいた方が今住んでいる、緊急避難しているうらら花のほう、旭町1丁目のまだ多分浸水はしないだろうと思われるところに住んでいただくという形で今検討しております、なので、被災したグループホームについては今後改修のための支援を町長も全面的な支援と言っておりますが。

グループホームうらら花さんがやらなかったとしても誰かにやらしてもらわなくてはならないというところで本当に今のサービスを続けていただけるようにママサポートえぷろんの支援というのを考えていまして、そのような状況です。

ちなみに、待機者ですが、やはり20名程度いたということです。

被災したので、ちょっと帳簿がなくなってしまったのでわからないのだけれども、確か20名だと。

社会福祉協議会も20名なのですけれど

も、帯谷さんに聞くととりあえず申し込みというのがやはり特養と同様に多くて、実際のところは病院に行ったり老健にいたり、あとグループホームというよりも完全に寝たきりとかといういろいろ状況が変わって、表面的には20名だけれどもそんなにすぐ来たいという方はいないのだよというようなお話を言っていました。

とはいえ、今の現状としましては帯谷理事長の再出発に向け可能な支援というのを十勝総合振興局、また国等の新たな支援制度を踏まえながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 9番高橋議員。

○9番(高橋健一君) 福祉課長、どうも丁寧な説明をありがとうございました。

よくわかりました。

やはり大変な状況にはなっていると思うのですが、私も3年間福祉の現場で働いていましたので、すごくこの辺気になるものですから自分でも微力ながら力になれるところはやりますので、どうぞ私も使ってください。

これから知恵を絞って何かいい策を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

次ですけれども、次は4番目、災害ボランティアについてであります。

準備するものがありまして、済みません。

8月17日の台風7号、それから台風の後です。19日と20日、さらに8月21日の台風11号の後の22日に私は旭町の被災地に入りまして後片付けのお手伝いをさせていただきました。

実は、私、足寄町介護支援ボランティアでありまして、中を開けますと全く実績がありません。

せっかく、社協のほうで保険もかけていただいて災害時の補償が死亡1,200万円になりますから、私がボランティア中に死んでも1,200万円うちのかみさんに入るのですよ。よろこんでもらえるのですけれども。

こういう状態で被災地に入ったのですが、

どうも被災地の仕事を見ますと、これは介護支援ボランティアではなくて、これ災害ボランティアだなということがわかりまして、残念ながらこの支援ボランティアのポイントかせぎはあきらめざるを得なくなっていました。

そこで、現地にまず入りますと、皆さん一所懸命災害復旧に努力されていまして、本当に口にはばまったことは言えないのでありますが、二、三、気がついたことだけ申し上げますのでちょっと耳をかしてください。

まず、最初に現地に入ったときに気がついたのは、現地にコンシェルジュがいないのです。案内人がいないのです。

だから、何をやったらいいのかさっぱりわからない。

けれども、被災地の方々はまだみんな年寄結構多い地域ですので、お兄さん、手伝ってとか、畳上げるので、荷物外に出すので手伝ってくださいという声がたくさんあったのですよね。

私もちょっと困った部分があるのですけれども、幸い二人の若者がすぐかけつけてくれて3人で私作業することができたのです。

本当に二人のお名前は、ここに名刺をいただいたのですけれども、サイトウさんとサナエさんという方です。

味のちのやという農協さんに間借りをしてコロッケさんをつくっている会社の社員さんなのですけれども、その方たちが二人入ってきて、若いですから、20代、30代ぐらいでしょうかね。二人が私とくっついて、私にどうしたらいいのですか、何したらいいですかと聞くのです。

私、さっぱりわからないのですけれども、非常に力になりまして。

いろいろ民家に入りまして、もう大変だったのは畳なんかヘドロでいっぱいなのですよね。畳離すことが難しい。はがしてももうどろどろですから重たいしすべるし、これ大変な状況。

やはり若者ですよ。力がありますから。

私の指示に従ってどんどん畳を運んでいただいて非常に助かりました。

やはりボランティアが必要なのではないかと、そういうふうに考えました。

あとは、もう自分がどろどろになってしまうものですから、その日着がえるのに車の中で着がえたのですけれども、もう大変な目に遭いまして、とにかく私の加齢臭を凌駕するようなおいでいっぱいになってしまったのですから、次の日の着がえはみんなの前でパンツ一丁でやってしまったのですけれども、誰もみんな一所懸命やっているのでも見ていませんでした。

だけれども、何かそういう点の気遣いが行政にちょっとあってくれたらなど、そういうふうに考えました。

若い人もたくさん入ってくれてまして、私が現地であったのは斉藤井出建設さんの若い衆が一所懸命働いていました。

それから、若い人結構たむろしていたので声かけたのです。ありがとうございます、どこから来たのですかと。そうしたら、何か放送局だということで、これは役に立たないなと思いましたがけれども。

あとは、ご飯の問題ですよ。お昼。

お昼の提供もあるということで生涯学習館の2階でお昼ちゃんと用意してありますから来てくださいという話があったのですけれども、私どろどろで申しわけなくてそこまで行けないのです。相当ひどいにおいもついていますし、ご飯を食べるような状況ではない。

この若者たちはご飯を食べてきたと言っていました。

おにぎり2個と、それからお茶がついたそうなのですけれども。

やはりそういうことも含めて何かよごれを落とすような水とか泥を落とすようなタオルとか、そういうものがちょっと用意されていればよかったのですが、皆さん一所懸命やっていますから、ボランティアは自発的にやらなければならないのかもしれないかもしれませんが、そういうことを気がつきました。

あとは、女性の方も手伝いに行きたいのだけれども、大変だよねと。

だけれども、本当に女性も一所懸命役に立つといいますか、社協の女の人たちがボランティアに入られていましたけれども、力も強いですね。

やはり女性の掃除とか、それから衣類のまとめ方とか食器とか、ああいう繊細な何というか後片付けには本当に重宝したなど、やはりボランティアとしても女性も大いに必要だなというふうに考えました。

あとは、高校生もいたのかな。ちょっとわからないのですけれども、そういう若い人たちもいたような気がしますけれども。

やはりみんなで協力してボランティア活動をしていくというのがすごく大事だなというふうに考えました。

これからもやはりこういうことも起こると思うのですよね。

だから、やはり何というのか、またベストをいただきまして、災害救助ボランティアと書いてあるのかな、前と後ろに書いてある、そういうベストももらいましたけれども、足寄町はちゃんとした組織付けができていたのかなと。ちゃんと災害ボランティアに対しても取り組みができていたのか、それにしてもちょっと何か腑に落ちない部分があるなど思いながら帰ってきましたけれども。

これからも非常に重要になってくると思うのですけれども、何か一言意見をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○福町長（渡辺俊一君） 災害ボランティアの関係についての御質問をいただいておりますが、今回、災害も大きな災害というのは平成15年からずっとなくて13年ぶりぐらいの大きな災害ということで、今回なかなか災害に対する対応についてもなかなか十分にできない部分なんかもあってというふうに考えています。

災害ボランティアに対する取り組みについ

ても、もともとノウハウも全くなく今回初めて災害ボランティアを受け入れたというような状況でありまして、なかなかその受け入れ体制ですとか、それから住民の方たちのニーズの把握ですとか、そういったものもやはり十分にはできていなかったのかなというように、こう思っております。

今後の部分でいきますと、やはりそういう災害に遭ったところで何とかして自分たちも少しは力になりたいという方たちが非常に多くいらっしゃるって、そういう災害ボランティアに行きたいというようなことが出てくるのかなというように思っております。

こういう大きな災害でなければいいのですけれども、そういう災害があったときにそういうボランティアを受け入れる、そういうノウハウというか、そういったものを今後町ですとか、それから社会福祉協議会ですとか、そういったところと協力しながらそういう受け入れの態勢、そういったものをつくっていかねばならないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） やはりどんどんこれから高齢化が進んでいるわけで、やはり若い人を中心にやはり災害に対してはみんなで助けようという、そういう精神が必要なのではないかと、そういう意味では若いうちから子供たちを啓発して何とかこういうボランティアに参加させるというか、させていただくと、そういうことをしていただきたいと思っています。

どうぞよろしくをお願いします。

最後の質問になりますが、これからの防災対策ということではありますが、今回の台風の足寄町、17日の降水量119.5ミリと聞いております。

しかし、119.5ミリ、これは足寄では大変な雨量なわけですよ。

大体、先ほども町長さんおっしゃいましたけれども、私が調べたところでは年間の足寄

町の降水量が八百数十とっていましたがけれども、町長、700台ということで、それしか降っていないのですね、足寄町は。

だから、いかに1日だけの降水量119.5ミリが大量だったのかというのがわかりませぬけれども。

しかし、全国的に見ますと、これ局地的な雨量を考えますと、119.5ミリというのは意外と普通なのですよね。

もっとすごい大量の雨が1時間で何十ミリとか、そういう状況になっていますから、もう既に想定外はないのですよね。

だから、あらゆる災害に対して災害を想定して準備万端怠らずみんなで力を合わせて防災をしていかなければいけないのではないかと、こういうふうに思っているわけです。

最後になりますけれども、本当に最後ですけれども、最後、皆さんにお礼を言って閉めたいと思います。

今回の一連の台風に際しまして、昼夜を問わず不眠不休で災害救助に当たられた安久津町長初め、町の職員の皆様、それから消防職員、消防団、そしてその他関係各位の皆様に、一町民として深く感謝を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長、どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋健一君の一般質問を終えます。

次に、7番田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

防災対策についてであります。

8月17日からの台風による大雨で全町的に大きな被害を受け、住宅地では旭町で床上浸水となるなど、大変な被害となりました。

旭町に50年住んでいるがこんなことは初めてだと被災された方が言うておりました。

最初に、今回の災害に対して対策本部を設置し、町長を初め職員の皆さん、建設業協会

など業者の皆さんとその従業員の皆さんなど、多くの方々の日夜を分たぬ御奮闘に心よりお礼と敬意を表するものであります。

災害は、忘れたところにやってくるなどといいますが、今回の台風被害では防災に関して見直すべきところ、再検討すべきことも改めて気づかされたのではないのでしょうか。

何の検証もなく主観的見解でしかありませんが、以下のことについて再確認するということも含めて町長の所見を伺いたいと思います。

一つ、13年ほど前に旭町4丁目で床下浸水があったと聞いています。

その後、堤防のかさ上げについて話題になったが、結局なされず現在に至っていると聞いています。

なぜ、実行されなかったのか、またその間の町の取り組みはどうだったのでしょうか。

二つ目、8月29日、畠山衆議院議員と北海道道議団が政府に緊急の申し入れを行いました。

農水省の塩川危機管理政策評価審議官が対応し、農地の復旧は雪が降る前までにできるような査定前着工の仕組みを周知するなど早急に対応したいと、生産者の皆さんの来年への生産意欲がそがれないよう対策を急ぎたいと述べています。

こうした対応を踏まえ、被災した農地の復旧に町としても全力を挙げていただきたいと思いますが、年内の完了は可能でしょうか。

三つ目、利別川と足寄川の合流部分の拡幅及び両国橋より下流の中州と柳などの立木を除去することが必要と思うがいかがでしょうか。

あわせて、仙美里ダム上流から足寄橋ぐらまでの河川改修はいつごろ終了するのでしょうか。

四つ目、上流域、上螺湾、螺湾、上足寄、稲牛、中足寄、陸別、大誉地、鷲府、上利別方面での降水量、川の増水量、足寄川と利別川の合流地点の増水量を適時把握できるようになっているのでしょうか。

五つ目、農地で堤防のないところ、あってもカーブがきつく破れやすいところなど、被災しやすいところの全町的な把握と対策が必要と思われるがいかがでしょうか。

六つ目、3から5については河川管理者の責任であり、町としては対策の必要箇所と対策方法があっても施行することができないということであれば、塩川審議官の話ではありませんが、河川管理者の許可のもと町が直接施行するなどということが可能なのでしょうか、あるいは何らかの方法があるのでしょうか。

七つ目、西町1丁目から9丁目で土砂崩れの危険が予想される場所の土砂の水分量、粘度というのでしょうか、土の水分量というのがわかるのかどうか。

そして、崩れる前に避難指示を出せる体制があるのでしょうか。

あるいは、西町以外も含めてお願いをいたします。

8点目、防災放送について緊急事態だとすぐわかるような放送前の音と、それから日常時放送時の音を2種類使い分けることができないのでしょうか。

また、防災放送が聞こえない、外に出ても何を言っているのかわからないという場所があります。

以前、財政的に不可能と言っていた各家庭に受信機を設置することを再検討することが必要ではないでしょうか。

九つ目、今回、対応に奔走したわけですが、不足している備品、重機、大型機械、大型ポンプなど、常備しておいたほうが良いというものはないのでしょうか。

10、清水、新得、南富良野の状況を見ると、これまで積み上げてきた防災対策では不十分だと思いますが、防災対策を見直すことについてはどのようにお考えでしょうか。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の防災対策についての一般質問にお答えをいたしま

す。

1点目につきましては、13年前の床下浸水の原因は、今回の河川越水とは異なり堤内水による浸水であったため、築堤のかさ上げについては実施されず、内水くみ上げのための揚水機場と8インチの排水ポンプ3台を整備をしてきたところでございます。

足寄川は局部改修工事を実施中であり、町としましては、足寄川下流の利別川の改修がされなければ足寄川の改修もできないことから、利別川の河川改修の早期実現に向けた要望をこの間行ってきたところでございます。

2点目につきましては、被災した農地について早期復旧できる農地とできない農地がございます。

また、被災農地に隣接した、被災している河川については護岸工事の施工が必要であり、河川管理者との協議を行うこととなります。

そのため、年内に全ての復旧工事を行うことについては困難であると判断しております。

しかしながら、全力を挙げて復旧に務めてまいります。被害が大きい数圃場につきましては客土等の問題もあり、年内の復旧は難しいものと考えております。

3点目につきましては、中洲の除去及び立木の伐採は河川の水害対策には有効なことであり、河川管理者である北海道にもこれらの対策の必要性を認識いただいておりますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、市街地の河川改修につきましては、9月中旬に町と国と北海道及び電源開発の4者による意見交換の場が設置される予定であり、この中で話し合うこととされておりますので、そこで早期の完了を要望してまいりたいと考えております。

4点目についてですが、降水量につきましては気象庁の観測所として町民センター前の足寄観測所、上螺湾観測所、柏倉観測所の3

カ所、国、北海道が設置しています遠隔測定器が大誉地、美里別川上流、共励橋、両国橋、稲牛、上足寄、陸別の7カ所あり、河川水位につきましては陸別、大誉地、両国橋、螺湾、共励橋の5カ所ございます。

データはインターネットを介して10分おくれでパソコンにて閲覧することが可能となっております。

5点目につきましては、堤防のない農地やカーブのきつい箇所等の被災を受けやすい農地が町内にどのくらいあるのかは把握しておりません。

また、河川改修計画のない河川や原始河川がある中で、全ての農地を守る対策を行うことは難しいと考えております。

今後において、河川管理者と協議を行い、河川改修等の要望も上げていくことが防災対策につながることを考えております。

6点目につきましては、河川法第16条の3第1項の規定により、町はあらかじめ河川管理者と協議することで河川工事を行うことは可能であります。

ただし、その際の費用については同法第65条の2第1項の規定により、町が負担することとなっております。

また、北海道は当該費用のうち改良工事に要する費用について政令で定めるところにより、その一部を負担することとなっておりますが、河川改修には多額の費用が必要となることから、町がその費用を負担することは困難と考えております。

なお、河川法第20条に基づき河川工事の実施をした前例はないと聞き及んでおります。

7点目につきましては、土砂崩れの危険が予想される場所の土砂の水分量や粘度などについて把握することはできませんが、気象庁において過去の連続する降水量などから町内を5キロメートル四方に分割して場所を特定することができる気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報及び北海道士砂災害警戒情報システムにより情報収集を行い避難指示等を発

令するようにしております。

8点目の防災無線につきましては、緊急事態時、例えば、避難指示以上の場合は事前にサイレンを鳴らすことなどを検討したいと思っております。

また、聞こえづらいといった指摘をかねてからいただいておりますが、町総合計画では平成30年度実施予定で防災無線のデジタル化を計画計上しておりますので、この実施時に戸別受信機の設置もあわせて検討してまいりたいと考えております。

9点目につきましては、過去に例のない降雨となったことから、降雨時の堤内排水処理におけるポンプ不足や降雨後の復旧作業での大型機械不足が生じているところであります。

大型機械の常備となれば多額の費用負担となることなどから、足寄建設業協会と災害対策業務に関する協定書を締結し、災害時の被害拡大防止と被害施設の早期復旧への対応を要請することとしておりますが、被害が大きくなれば大型機械の確保も難しくなっており、小型もしくは中型程度の掘削機械の常備を検討したいと考えております。

なお、現在、8インチの排水ポンプ3台を常備し、降雨時には旭町2丁目足寄川右岸側での堤内排水処理を行っておりますが、発電機の容量に8インチ1台分の余裕があることから、速やかな堤内排水処理を行うため、排水ポンプ1台の増設が必要と考え、今定例会において追加の補正予算として提案したいと考えております。

10点目の防災対策の見直しにつきましては、常に最良の対策を追及しなければならないことは当然のこととありますので、適宜見直す必要があると考えております。

以上、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） 前段で質問された議

員の方とだぶることもありまして、どこをしゃべったらいいか頭の中混乱しております。済みません。

私が今回の質問事項に防災対策についてと言ったのは、台風と水害対策ではなくて防災対策と言ったのは、通告書の中に災害は忘れたころにやってくるというふうに書きましたけれども、この前、毎日新聞をたまたま見ていましたら、九州大地震のときに3年半前にもう既に専門家の方がここにはこういうふうな活断層があって、だからあぶないよ、来るよという話を予測されているのですね。

最近は、ずっとそういう予測精度が上がってきているというように思うのです。

ちょうどそんなときに、11日の夜、NHKでテレビやっていました。

偶然それを見たのですけれども、そのときに1回地震があると、そこで火種がいっぱいできると。

確かに、テレビで見たらあちこちで地震がありますね。それが火種だというのですね。それが、活断層あるところに飛び火をして、そこでどっと大きい活断層の動きができるのだという説明を言っておりましたけれども。

となると、今回は大雨と川の水でいろいろな被害が起きたわけですけれども、これに風、強風ですね。強風、それから火事、それから大きな地震が足寄を襲ったらどうなるのだろうと思ったのです。

そういう意味で、防災対策についてという、わからない人何言っているのだと思われるかもしれませんが、そういうことで入れたわけです。

私たちが旭町に行ったりなんかするときに、旭町に住んで70年とかという方もいらっしゃいました。その70年間で初めてだと言っていました。

確かに、そうだと思うのです。

だけれど、日本の歴史をずっと探してみると、私が全部探ったわけではないのですけれども、その専門家の話を聞くと、何百年に1回とか何千年に1回の割合で大地震なり何な

り来ているわけですよ。

たまたま人間は1000年まで生きられるぐらいしか長さありませんけれども、普通の方、70、80で亡くなるわけですから。

その間に災害にたまたま遭わなかったというだけで、これから災害がいつ来るかわからないということですね。

しかも、今回は専門家の方が東日本大震災に誘発されて釧路沖地震、東海地震、東南海地震、南海地震などの津波を伴った海溝型の大型地震が直近に襲来するという警鐘を鳴らしているのです。

それが、あすかもしれないし、10年後かもしれない。

それはわかりませんよね。

それをどうやってつかむかということを一所懸命専門家の方が海底にテーブルをずっと這わせてやっているだけというようなこともこの前、11日のNHKのテレビでやっていましたけれども、そんなふうにして予測をしようとしているのだと思うのですけれども。

そんなことも含めて、今足寄町の一自治体で全てをやるなんていうことは不可能だとももちろんわかっています。

だけれども、こういう強風が来たら、こういう台風が来たら、こういう地震が来たら、足寄町内のどこどこはあぶないよねということは多分予測はつくと思うのです。

その予測する箇所を前もって全部調べておく必要があるのではないかなと私は思ったのです。

そんなことやっている暇はないと言われるかもしれませんが、防災対策ですから、そういうことも調べておいてそのことを先ほど町長言われていたように、管理者に対して随時要望書として上げていくということになるのだろうというふうに私思ったのです。

それともう一つは、町民の啓蒙のために足寄町の地図があって、こここここういうしるしがあって、ここは土砂崩れの危険性が

大きいところ、余り大きくないところとかというふうに図でわかるような資料はあってもいいのかなというふうに思ったのです。

そんなことがあったものですから、あえて防災対策についてと書かせてもらいました。

それで、お聞きしたいことは二つ目ののですけれども、2のところに書いた査定前着工の仕組みです。

これも経済課に行って担当者の方に伺いましたら、先ほど、町長言っていたように、いろいろコンサルお願いをしてやらなければならないということがあって、役所を省くことができないということがわかりました。

何とか省いて、先ほど町長言ったように地元の業者空いているところ片っ端から手をつけて直すことができないのかと思ったのですけれども、それも無理ないというようなこともわかりましたので、これは結構です。

これは、4番議員さんでしょうか、言っていましたけれども、足寄川と利別川の合流地点にカメラをとという点ありました。

それもまた賛成ですが、もっと私なんかはITには弱いほうですから、デジタルですから、スケールというのでしょうか、木のまっすぐ立ってメモリが入ったりする、あれが合流地点の何カ所かに立っていて、黄色い線が入っていてここまではイエローラインだよと、これを超えるとレッドゾーンだよとかというふうにわかるような、こういう四角いやつでも丸でもいいのでしょうかけれども、どんと立っていると、それをカメラが映してくれるというふうにならないのだろうかというふうに思っていたのです。

そうすると、先ほどの議員さん言ったように、そのことをわざわざ出かけて行って堤防を歩いて落ちるのではないかと心配しているのだけれども、見に行く必要はないと思うのです。

あるいは、双眼鏡でそれを見れば、そこに水がどのぐらいあるのかというのがわかると思うのです。

そのことも含めて、そのことが可能かどうか

かちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 正直申し上げて、私は否定的であります、それは。

今回もそうだったのですけれども、やっぱり心事としてみずからの目で確かめたいという人で防災無線かけた途端に物すごいあれでした。

これは危険だということで、防災無線ではやめてくれという防災無線もかけました。

それから、警察署ももう本当に動員してくれて、そこら辺の警戒もしていただきました。

ここは、水位計というのはそれぞれ先ほども申し上げたとおり、何点か、特に橋のところなんかについて持っているのです。これは、土現さんであったり。

その情報を私どもいただいて、これ以上の水位に達すれば避難準備指示を出しなさい、出そう、それからここまで行ったら警戒情報あるいはもう最終的には避難指示、これはもう強制的にといいぐらい避難命令に近いようなことです。

先ほど、高道議員のお話ではその内容がどれがどうなのか余り理解できないという部分もあるのだというように思っていますけれども、一応そういう決まりがあるのです。

ですから、それはその役割分担といいますか、やっぱりそれはもう私どもの信頼度にもかかわるのかと思うのですけれども、それはやっぱり私どもにらせていただいているいろいろ気象情報ですとか、そういった水位のデータだとか全部ここで集約しているわけですから、そこで発した情報に従ってもらおう。

すなわち、もう先ほども朝からいろいろ質問もいただいていますけれども、やっぱり自助、自分でできること、お互い助け合う共助、そして公助という、これがもう災害に対応するすべだというふうに思っていますから、一番なのは未然に防げるというのが一番なのでしょうけれども、しかし、やっぱり自然相手ですから、人がどうあがいてもあらが

いきれないという部分も残念ながら出てしまうというのも事実だというふうに思っています。

ですから、本当に、先ほど総務課長も答弁しましたけれど、技術的にはそれは可能だというふうに思っていますけれども、私はそれはちょっと私自身はもう否定的に思っています。

それは必要ないというふうに私は思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

前議員さんとだぶるかと思えますけれども、町長が今それは必要ないと言われました。

とすれば、電源開発のお話のときに、確認なのですけれども、合流地点の水量もわかるわけですね。それから、上流部で降っている量もわかると。

それらと電源開発とつかんでいる情報とちゃんとお互いに突き合わせして、だから今これだけ放流してくれというふうになるわけですよ。

それが今回できなかったということですよ。

そののところでどうなのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私は地域の住民を守るための首長として最大の責任者、そして災害対策本部も設置をし、そして本部員ではありませんけれども、オブザーバーで建協あるいは建設管理部あるいは開発出所長の課長さんも含めて一緒に24時間寝ないで対応していただいています。

そこから、もう堤防、越水始まったのだよと、だから何とかもっと水を出してくれという要請をしたのですが、これがどうも学術的といいますか、ダムをあずかる人は専門家でしょうから、ここはそうは言われても私は納得はまだしていないのですけれども、要は、ダムの貯水池の水位を下げて6キロ先の上

流の合流地点、これ高さがダムが大体6メートルぐらい低いらしいのです。

ですから、この水位を下げてこっこの水位関係ないと、変わりませんよという説明なのです。

私、素人ですから、すっと来ないので。そんなわけないだろうと。下げれば流速が早まって水がもっとこっこの河川敷の水位も下がるのではないかと、これ素人の考え。

ところが、12日の回答では、そんなこと全くありません、専門家としてはそんなことありませんという回答なのです。

ですから、私はああそうですか、わかりましたとはまだ言っていないのです。

まだ理解できないから、その確認といいますか、そこはどういう形がと今ちょっと悩んでいるのですけれども、とにかくそこはちゃんと確認をしたいなと。

先方に伝えているのは、私の立場でいけば、多くの議員さんも疑問に思っているし、もっといえば地区の町民の皆さん方、何でもっと出してくれないのと、出してくれたらもっと水位が下がったのではないのと、100パーセント被害ゼロということはないかもしれないけれども被害がもっと小さくできたのではないかと。これ、率直な疑問に思っているのだということでも回答を迫ったのですが、回答は簡単です。関係ないと言われました。

今のところ、そんな状況です。

また、今後機会を通じて私は確認をさせてもらいたいと思っていますから、何か新たな情報が出ればまたお伝えしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

町長の気持ちは、私も本当にそのとおりだと思います。

繰り返しになりますけれども、今言ったみたいに上流の状況とダムの水位ときちんと向

この管理者と合意をできなければ、協議をできなければ、今みたいなことになりますよね。

管理規定どおりやっているのだと、問題ない。

それが違うのだと、現場はということを知っていただければだめなのですね。

そのことが協議できる体制がやっぱりできていなかったのだというふうに思うのですよね。

もちろん、向こうにそれだけの受け入れる受容量がなかったといえればそれまでなのでしょうけれども。

確かに、そんなことはたくさんあると思うのです。法に照らして問題はないと言い突っぱねることはいろいろありますよね。その部類に属するのかなというふうに思います。

それは、ぜひ町長にお願いをしたいと思っています。

それから、こんなことは可能かと、またしてもまたど素人の言い方ですからあれですけども、利別川をこう曲がってきて足寄川にこう入ってきますよね。

このときに、曲がっていないでもうちょっと真っすぐだった場合、どう違ったのだろうかという思いがあります。

それと、もう一つは、真っすぐにできないかということと、真っすぐというのも全部右に曲がっていますから、こうなっているところだけを真っすぐにしてこう行くのでしょうか、そこのところをなぜかという、こういうふうに曲がって足寄川の水が押し返されるのではなくて、足寄川の水が引っ張られて持っていかれるというふうな利別川の流れにしなければだめではないかという思いがあったのです。今回の件を見ていて。

そのためには、今ダムのところでも6メートル低いと言っていました。

そうしたら、それに近いぐらい足寄川の流れのところと利別川の流れのところの差、それぐらいの差をつくれぬのかと。人工的に河川改修のときにでもいいですけども、つ

くれぬのかということなのですね。

それがもし可能であれば、今言ったみたいな問題も大分解消できるのではないかと思ったのです。

地図を見ていましたら、ちょうど利別パーク公園あるところと、室内ゲートボールあるところ、あそこをずばっと抜いてその西側に堤防をつくると、左側は全部河川敷にするというふうになれば、もっと水の流れは違うのかなという気がしたのです。

今すぐということには。

その点についてはどうでしょうか。

全くの素人の発想ですけども。

○議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(安久津勝彦君) 河川改修に当たっては今まで私が聞いているところでいきますと、水害というのは50年あるいは100年確率であるのだよと。

それにあわせて飲める河川改修を含めて、そういうことで設計をするのだというお話を聞いております。

そこでもう一つあるのは、足寄町の平らな土地が少ないところで利別川が入って両側に市街地が形成されている、そして足寄川があって、そしてもっといえば左岸のほうについてはもう崖みたくなっているということがあります。

ですから、当然机上でいきますと、それこそできるだけ真っすぐのほうが水の通りいいですし、ここを川にするよと、そうしますと地権者の方との関係もありますよね。

ですから、これは既に先ほどのどなたかの議員さんの答弁にもしたのですが、これまでの計画では30年ないしは31年ぐらいに市街地に河川改修入る予定ですよと聞いているのです。

ですから、粗々の設計書なんかもできているのかなという、そんな思いはしていますけれども、いずれにしましても、これは河川管理者である北海道、もっといえばこの建設管理部の出張所が実際に担当部署ということでもありますから、これからまた落ち着き次

第、そこら辺の今までの計画、現段階の計画、そして今回の越水という状況も含めてどういう構想で河川改修を考えているのか、それはしっかりと聞きをし、要望すべきところはしっかりと要望をしていきたいなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 伺いたいと思います。

先ほど、中洲にある立木なんかについては除去しないほうがいいと町長言っていました。

2回目のときに、私、両国橋に立って明るいときに何回かに分けて見に行ったのです。

行くたびに水のかさがふえているのです。くっと平らになるのです。

私のイメージでは、濁流がぐっと流れてくるというイメージがテレビなんかで見ているから、そういうのだというイメージがあったのです。

だけれども、本当にオンネト一みたいなのです。たっと平らなのです。

これで、その日の夜9時からまた大雨が降るという予測でしたから、それが来たらもう間違いなく南1条から栄町2丁目まで全部だめだろうと思ったのですね。

もうあのおとき本当に心配で夜9時になるのを待ってテレビ見ていましたけれども。

そんなのがありまして、本当に堤防側にある中洲といわないのかな、そうなったら。に生えている木なんかはあってもいいのだと思うのです。

両国橋に立ってみて右側、町民センターにあるほうのところの柳がわっと生えているところだとか、向こうの真ん中に生えているだとか、それから消防署の裏側に生えているやつ、ああいうのは逆にないほうがいいのではないかと僕は思ったのですけれども、そうでもないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 基本的に私は、堤

内にはないほうがいいというふうに思っています。

先ほど、何かあったほうがいいというように私言ったというのですけれども、それは間違いですから。

中洲は絶対ないほうがいいのですよ。

今回もそうですけれども、本当に合流前に大きな中洲ができていて木も生い茂っているのです。

濁流が流れていて、そこで両側に分かれるのです。

そうしますと、一時焦ったのですけれども、こっこの町側についても4カ所ぐらい低いところ、ちゃぽちゃぽと越水が始まったということなのです。

それは何かというと、中洲の木や何かにぶつかって波が立つのです。

そうしますと、一気にということではないのですけれども、少しずつこうやって越水しそうだったものですから、これはさあ大変だということで避難指示も出しながらスーパー土のうで何とか抑え込むことができたということだったのです。

ですから、これはもう真ん中だろうが端だろうが基本的にはいろいろ今自然保護団体の方もいろいろいらっしゃいますから、木を切ればいいというものではないという方もいらっしゃいますけれども、私はやっぱり防災上からいけば堤内にはそういう支障物はないほうがいいというのは、これは当たり前だというふうに認識していますので、誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 聞き間違いでした。

最後です。

崖崩れの関係で、西町1丁目、もっと言えば総合体育館の下側のところですか神社のところですか老人ホームのところですかというところは私が見てもわかるのですけれども、そんなところについての警戒態勢とか予測態勢とか、その辺のやつはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 土砂災害の危険箇所等について御説明させていただきます。

土砂災害の危険箇所につきましては、道が平成15年に調査結果がまとめられまして、その後、詳細調査を行いまして町内には70カ所の危険箇所があるといわれております。道が指定しております。

そのうちの詳細の調査が終わっているところは10カ所について終わっております。

それらにつきましてはの情報につきましては、平成26年9月に自治会回覧として地図をつけまして土砂災害にお備えくださいということで周知させていただきました。

なお、その危険箇所にお住いの方については、こちらから御説明させていただいて危険箇所に住んでいるということをお認識いただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今の答弁では、足寄町に70カ所土砂崩れの危険があるということですね。

改めてびっくりしましたけれども。

その70カ所についてはまだできていないけれども、10カ所については対策はできていると。対策とは言わないのかな。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 前に、このときの議会のときにも、26年の9月の議会のときにもこういう紙ですね、一度お渡しして見ていただいているかと思うのですけれども、町内に70カ所というのは土砂災害危険地区というところが70カ所ございます。

それは、今建設管理部といいますけれども、昔は土木現業所という、そこで机上で一定の高さがあったりだとか傾斜だとかそういったものを見ながら土石流ですとか崖崩れですとか、そういった危険がありますよというそういう地区を全部で70カ所ほど足寄町内にありますよということになります。

足寄町は中山間地域でありますので、どう

しても傾斜があるところ、山に近いところに住んでいらっしゃる方もいらっしゃるの、そういうような地域がありますよということでございます。

その中で、そういうその地域の人たちに集まっただいて、そういう中から土砂災害警戒地域だとか特別警戒地域だとかというのを指定するときに、その地域の人たちの了解もいただきながらそういうところに指定したいですよということで説明会をして、道に申請をすると、そういったところが全部で10カ所ありまして、例えば、下愛冠のところですか西町だとかというところに土砂災害警戒区域だとか、そういうことで決まって指定がされているというところが10カ所ございます。

それは、道のほうで詳細、先に70カ所の地区はあるというところを順次詳細を調べて、それで詳細が定まったらそれぞれの地域で説明会を開きながら警戒区域に指定していくという形になっておりまして、70カ所あるうちの10カ所程度しかまだ指定がされていないというところでありまして、そういう形になっております。

そういったところは、土砂災害警戒情報というのが出ますと、そういう地域については避難をしてくださいということで、それぞれお知らせをして避難をしていただくという形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 最後になります。

もう時間ですね。

一番最後に書きました、10個目に書きましたけれども、清水、新得、中富良野の状況を見ていますと、これまで防災対策でこういうふうにやりますよという確立した計画の中に、これはちょっと甘いのではないのかと、もうちょっとこういうふうにしなければだめではないのかというふうに気付いた点とか、あるいはここを改善しなければだめだと、強化しなければだめだというようなこと

について気付かれたなんていうような点が今回なかったでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 本当に、かつて経験したことの無いような本当に大変な災害に見舞われました。

そういう中で、本当に私感じたのは本当に行政の力だけではこれはもうどうにもならない部分もあるのだなということでもあります。

それから、この間、ボランティアの活用方法なんかについても御質問をいただきました。

それで、今、考えているのは、ある程度落ち着いた段階でもう全職員に待機命令をかけてもう本当に総動員で対応に当たったわけにありますけれども、その中で例えば避難所に配置された職員もいれば、それこそ土のう積みだやれ何だといって現場で張り付いた人間含めて、このあり方はもう全職員に気付いたこと、改善点等々あればとにかく何でも上げてくれというようなことで今取り組みをしようというふうに考えています。

それらを集約した上で、また行政推進会議、課長会議等々で必要なものはしっかり見直しをする、もっと言えば、足寄町の防災計画に反映しなければならぬものはちゃんと反映をしていくと、そんなことで今取り組みを進めようということ考えていますので。

気付いた部分というのはたくさんあるというふうに思っておりますので、それからもっと言えば、必要があれば建設業協会の皆さん方、あるいは開発さん、あるいは建設管理部さんのほうからも御意見をいただきながら、連携をしながらそういった必要な見直しは適宜やっていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） まだ時間ありますからお話ししますが、来る前に、旭町4丁目の住民の方が両国橋を歩いていたので

す。

私をつかまえてちょっと話をされたのですが、床上浸水と床下浸水の区分、足寄町の職員の方何人も来られてきたのだけれども、私のところは床下になったと。だけれども、畳も全部上げてカーペットも全部濡れているのだよと。それも床下かいというから、私も何とも言えなかったのですけれども、その辺の判断の基準というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

床の上に水が乗るか乗らないかという、それが基準でございます。（発言する者あり）

畳の下まででしたら床下でございます。

畳の上に水が乗ったら床上でございます。

ただ、その部分について、施設改修、住宅改修の部分では補助対象として扱いたいというふうに考えております。

住宅改修の補助金150万円限度で支援したいということで打ち出しましたが、その部分で床下であっても畳が濡れたのであれば、その部分は2分の1で援助をさせていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） これで、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これで、7番田利正文君の一般質問を終えます。

◎ 延会の議決

○議長（吉田敏男君） ここで、お諮りをいたします。

本日は、これで延会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日は、これで延会をいたします。

次回の会議は、9月15日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時58分 延会